

食のリスクコミュニケーション意見交換会（東京）

～欧州の実践を中心として～

日時 平成 16 年 2 月 16 日（月）13：30～17：00

場所 ホテル・フロラシオン青山（東京都港区南青山）

司会進行 能勢 恵（フリーアナウンサー）

#### （１）開会

（司会） ご来場の皆様、大変長らくお待たせいたしております。本日はこちらの会場にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。間もなくこちらでは「食のリスクコミュニケーション意見交換会」を始めさせていただきます。

皆様のお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の封筒の中に資料が入っておりますでしょうか。この中に配付資料一覧表というのがございますので、こちらで資料の中身もどうぞご確認ください。

ここで資料の中身に一部訂正がございますのでご案内させていただきます。まず、「基調講演者及びパネリストプロフィール」というホチキスで留めたものがございます。お手元にご覧いただけますでしょうか。そちらのパネリスト、小沢理恵子さんのプロフィールに 1 件訂正がございますので、ご確認ください。最後のところに「2003 年から食品安全委員会企画専門調査会委員」という記載がございますが、こちら 1 行を削除していただけますようによろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料もう一つ、ヨハン・デ・レーウ氏の講演資料というちょっと分厚めの資料があると思います。こちらは本日の基調講演の画面の資料となっておりますけれども、実際に皆様にごらんいただく画面では英語のもののみを表示させていただいております。下の日本語のものは皆様にご参考にしていただこうということでつけておりますので、こちらもご参考になさってください。なお、日本語の資料につきましては事務局の責任で翻訳をさせていただいておりますので、あらかじめご了承くださいようによろしくお願いいたします。

なお、本日のいちばん後ろにアンケートがついておりますが、今後私どもが行いますこのリスクコミュニケーション、このような意見交換会をより良くしていくための参考とさせていただきますので、ぜひともご記入のうえ、最後にちょうだいしたいと思っております。よろしくお願いいたします。また、会の終わりにこちらのアンケートにつきましてはお出口に回収箱を設けさせていただきますので、そちらにご投函をよろしくお願いいたします。

それでは皆様、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから「食のリスクコミュニケーション意見交換会」を開会させていただきます。

( 2 ) 大臣挨拶

小野 清子 ( 食品安全担当特命大臣 )

( 司会 ) まずはじめに、小野清子食品安全担当特命大臣よりごあいさつを頂きます。  
それでは小野大臣、よろしくお願いいたします。

( 小野 ) 一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

食品安全委員会は、昨年7月に、食の安全を確保する新しい枠組みの一つとして設置されました。厚生労働省、あるいは農林水産省の大幅な組織の改編とともに、リスク分析の手法を導入したものでございます。どんなに健康な食品でも、食べすぎれば害になりますと同様に、あらゆる食品は多かれ少なかれ、リスクを含んでいるのです。その科学的な評価と管理を明確に分けるとともに、あらゆる関係者と総合理解を深めるコミュニケーションを進めることになったわけでございます。この意見交換会の役割は、リスク分析の手法でコミュニケーションに当たるわけでございます。

新しい食品安全行政が動きだして、約半年たったところでございます。カナダ、米国の両国でもBSEが発生、あるいは我が国を含めましたアジア諸国での鳥インフルエンザの発生など、息をつく間もないほど、食の安全にかかわる事件が相次いでおります。これらの事件で、食のグローバル化を改めて実感されたかたも多いのではないかと思います。食の安全に関する不安を軽減するためには、国内はもちろんのこと、国際的にもリスクコミュニケーションを積極的に進めていくことの重要性が、ますます高まっているところでございます。

本日は、食のリスク分析手法がいち早く制度化されました、EU諸国の中でも特に食料の輸出入が盛んなオランダから、ヨハン・デ・レーウ食品消費者製品安全庁長官をお迎えいたしました。オランダもBSEや鳥インフルエンザなど、日本と共通する課題に直面いたしました。デ・レーウ長官とともに、国内外の有識者の方々、そして会場の皆様方で、具体的なリスクコミュニケーションの在り方を考え、議論していただくことは、非常に意義深いことであると思います。

最後に、この意見交換が実りあるものとなりますようにご期待を申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました ( 拍手 )

( 司会 ) ありがとうございました。

なお、小野大臣は公務にて、これをおもちまして退席とさせていただきます。

### (3) 基調講演

「欧州・オランダにおけるフードチェーン実態の報告」

ルル・ボル オランダ農業自然食品安全省貿易産業局長

(司会) それでは、ただいまより基調講演に入ります。本日は、オランダ食品消費者製品安全庁のヨハン・デ・レーウ長官より「欧州・オランダにおける食品安全性リスクコミュニケーション」と題しまして、基調講演をいただきます。デ・レーウ長官は、オランダのワーゲニンゲン大学大学院をご卒業後、キリスト教民主同盟全国青年連盟会長などの活動をされた後、1986年から国会第二院議員としてご活躍され、その後、農業自然管理水産省副事務次官を務められ、2003年5月より新設されました、食品消費者製品安全庁の長官を務められていらっしゃいます。このたびは、公務ご多忙中にもかかわらず、この意見交換会にご出席のため、わざわざ訪日いただきました。

また、今回はデ・レーウ長官のお話をより分かりやすいものとするために、オランダでは食品がどのように生産者から消費者へと運ばれていくのかなど、フードチェーンについての簡単なご説明を、オランダ農業自然食品安全省貿易産業局のルル・ボル局長にさせていただくことになっています。それではデ・レーウ長官、ボル局長、よろしく願います(拍手)

(ボル) オランダは小さな国ですが、農業の分野では世界第3位の輸出国となっています。そして、オランダの食品業界は、オランダの中でも最も重要な業界となっています。一例を出しますと、毎年我が国は90億の牛、また、トリも300万羽以上、それから4000万頭以上の豚を輸出しています。これは、ほんの一例であり、また花卉類の園芸も非常に有名です。

そして、今、食品業界は過渡期にあります。現在、様々なイニシアティブが取られまして、それにより、業界は新しいコンピタンスや新しい組織を探ろうとしています。そして、それにより国内、国際市場での競争力を増そうとしています。そして、低コストで生産し、規模の経済を確立するという競争優位の原理は、今の競争激化の時代では不十分です。それからまた、西洋の消費者の好みも変わってきています。そして、新しい要求として食品の安全性、食品の品質、それから食品の多様性が重要と考えられるようになりました。それからまた、これによりましてオランダの農業、また食品業界は役割、活動、戦略を変えざるをえない状況にあります。

そして、この方向性を変えるに当たって大きな問題としては、透明性のある食品のサプライチェーンとネットワークの育成が必要になっています。透明性のある企業、あるいはサプライチェーンは、関連のある利害関係者、顧客、消費者に対して信頼性のある情報を品質、生産方法、それからどのような材料を使ったか。そして食品、生産、流通のプロセスの特長などについて提示しなければなりません。透明性のある企業は、消費者に対して

信頼性のある回答を与えられなければなりません。その製品の原産はどこであるか、どのような材料を使ったか、どのような品質基準が使われたかというような情報です。

透明性のある食品サプライチェーンは、消費者の懸念から始まりました。食品の安全性が、最近様々な出来事で脅かされています。その一例がBSEです。オランダ、ヨーロッパの農業、そして食品業界でこういう問題が生じました。食品の安全性は、消費者は非常に興味を持っていますが、同時に動物の福祉、公正な貿易、環境にやさしいかということも重要です。これらの食品の特長は、ただ単にその食品を見るだけでは分かりません。したがって、消費者はその製品に含まれている情報に依存せざるをえません。動物の福祉、生産方法、品質基準、それからまた表示などです。そして、消費者はこれらの情報が信頼性のある、きちんとコントロールできているものであることを要求しています。そして、大手の小売業はこれに対応しています。ヨーロッパ、またアメリカでは小売業界がそれに対応し、品質、安全性、それからまた健全性を確保するように努力しています。そして、正式化した形でヨーロッパのGAP（適正農業規範）、それからBRC（British Retail Consortium）といった食品安全性の要件（プロトコル）が正式化されました。これに弾みをつけたのがGlobal Food Safety Initiative（食品安全規格の要求事項）です。

食品のサプライチェーンとネットワークの透明性は、消費者、小売業界の信頼性を回復するとともに、フードサプライチェーンがビジネスプロセスをより効率的、そして有効に運営していくためにも重要です。製品、原材料のバッチの流れをトレースすることがサプライチェーンで可能になれば、もしも疑わしいバッチがあった場合には、品質・安全性の問題が起きたときに回収することも可能です。これは予防的に、あるいは事後に行われることもあります。それにより、食品の安全、また品質の問題からのダメージを小さくすることができます。それから、製品の品質、その他の製品、それからプロセスの特長に関する情報が、もしも透明性のあるサプライチェーン・ネットワークで提供されれば、各企業はその製品プロセスのどこが弱いかを見て、全体の製品プロセスの質を上げることも可能になります。

透明性のある食品のサプライチェーンのネットワークを開発することは、消費者の懸念、要求に応えるという防衛的なもののみではありません。積極的な戦略とも考えられます。そして、それにより製品プロセスを改善することができます。

透明性を高めるためのプロジェクトはサプライチェーン・ネットワーク全体の情報システムを作り、実施していくことにフォーカスを当てています。このシステムでは、サプライチェーン・ネットワークのアクターからのさまざまな情報が集められます。製品プロセス関係の情報が保管され、関係者がそれを検索し、引き出すことができるようになります。様々なプレーヤーがこの情報システムを使うことになります。

このような組織間のシステム（IOS）は情報通信技術をベースにしたシステムで、法的な企業の境を超えていくものです。つまりこのIOSを使う企業というのは、協力し、その活動を以前よりも緊密に調整していかなければなりません。そして、この協力と調整

というものは、従来のある程度の距離を置く会社間の関係とは変わってきます。従来の市場でのフリーエージェントとしての行動とは変わってきます。協力企業間の関係を見ますと、垂直統合された企業ほどきっちりしたものではありません。しかしながら、こういった市場間の協力、そして縦方向の協力はアライアンスと呼ばれています。アライアンスとは企業間の協力で、相互に競争力を高めるメリットがあります。そして、リスクはそれぞれ独立し、個別に負っていくこととなります。I O Sを作り、それを使っていくことが、このアライアンスを作る際の一部となっています。このアライアンスとは、2企業間の協力にとどまらず、複数の企業が協力することも考えられます。サプライチェーン、バイヤー、サプライヤーグループ、あるいは基準を作るコンソーシアムなどもかかわってきます。

そこで、文献や慣行におきましてますます透明性、協力することが、サプライチェーンやネットワークに導入することになれば、サプライチェーンのビジネスネットワークの改善にもつながります。ここでこのような協力のメリットを強調することが重要だと思えます。しかしながら、もう一つ協力自体は非常に大変なことであり、多くのこうした提携は失敗してしまいます。そこで、この中での問題の一つは、特に競争力と協力の間をどのように組み合わせればいいのかということで、パートナー間で悩むわけです。特に大規模なI O Sなので、このような統合された組織のシステムにおいては、複数のユーザーがかかわっているのです。そうなるとうようなユーザーは、市場においてはお互いに競合の関係にあるので、協力はあまりなじまない関係なのです。

そこで、もう一ついえることは、透明性を増すことは関係者の中でサプライチェーン・ネットワークで恐れられているということです。サプライチェーン・ネットワークの関係者は、透明性を高めるとメリットはあると思いますが、逆にリスクや危険もあると思っています。ですから、関係者は透明性のジレンマに直面します。つまりベネフィットとリスクを評価するうえでの取捨選択が必要です。情報がたくさん提供され、サプライチェーンとネットワークで関係者間の交流が高まると、これは関係者にとってリスクも含まれることを意味します。つまり、自分たちが戦略的に微妙な情報をコントロールすることができなくなることを恐れます。あるいはまた、大手のパートナーによって支配されてしまうことを恐れます。つまりI O Sを開発して、支配するところが出てくるのではないかということです。

さらに、情報のアクセスが集中データベースシステムで高まっていく。そのようなアクセスが高まると、脅威も受けると危惧するところが出てきます。つまり、今まで情報を提供してきた人たちがそれを恐れます。ですから、情報のアベイラビリティが高まって、アクセスの可能性が高まると望ましい結果が得られますが、戦略的な関係者のサプライチェーンや、ネットワークにおける役割の意図しない変化を引き起こすこととなります。このオランダの農業食品産業の企業は、いい面と悪い面の両方の透明性強化の影響を受けてきました。そこで、近年設立されました提携関係やプロジェクトにおいて、企業は透明性強

化による悪い影響を限定し、むしろいい面だけを強化しようとしています。

結論にまいります。透明性といっても違った方向でいろいろと働きましょう。第一の方向は、消費者のための方向です。消費者は、自分が食べているものを知りたいのです。第二の方向としては、これはチェーンのほかのリンクを示しているということです。ここで知らなければいけないことは、自分の川上の生産者、加工業者が何をしているかです。ほかの人が何をしているかを知らなければ、消費者に対して率直に、正直に対応しているとはいえません。ですから健全なトラッキング、トレーシングシステムをチェーン全体として構築しなければなりません。三つめの方向としては、政府のほうを向かっているといえましょう。政府が条件を定めます。そして監督して、検査、インスペクションを行います。ですから、ここでは政府とセクター、部門との間のしっかりした協力関係がなければいけません。それゆえに、欧州のレベルにおいても、我々はこのようなスーパービジョンの仕組みを監督することが必要です。これは後ほど詳細に話が触れられるでしょう。

それから、食糧生産のチェーンを政府がコントロールする。そして、スーパービジョンを監督するモデルに向かっていくでしょう。こういったことは可能でしょう。しかしながら、一般食糧法が欧州にはありますが、その中において民間部門は、すでにこのような食品安全性の一義的な責任を与えられています。言い換えると、将来はますます透明なチェーンを作ること、そして品質を向上させることにあります。消費者に重要な役割を与えることができればいいのですが、消費者が確信への指針を提供してくれることができれば、この農業、食品産業は明るい未来を手にすることができるのではないのでしょうか。

ありがとうございました（拍手）

（司会） ただいまはボル局長でした。長官はこれからです。

「欧州・オランダにおける食品安全性リスクコミュニケーション」

ヨハン・デ・レーウ（オランダ食品消費者製品安全庁長官）

（デ・レーウ） お集まりの皆様方、まず今回、お話の機会をいただいたことに感謝したいと思います。私はオランダの食品消費者製品安全庁長官をしています。EUの比較的小さい国ですが、皆様に対しましてこの分野における最近の進展、それからチャレンジについてお話できることを大変光栄に思います。何世紀にもわたります日蘭の友好関係がますます深まっていることは大変うれしいことでもあります。そして現在、ここでどのような新たな進展があるかを話し合い、そして将来のチャレンジに目を向けていきたいと思います。そういったこともありまして、大変うれしくご招待をお受けいたしました。

それでは最初に、私たちの食品消費者製品安全庁（VWA）設立の経緯を説明したいと思います。2002年の夏に設立されました。同じ頃に、ヨーロッパ全体で同じような組織が作られました。これは社会から、特に消費者からの要求に基づいて作られたのです。

そして、私たちは幾つかのクライシスも体験しました。狂牛病、口蹄疫、それから鳥のインフルエンザなどの問題で、これらのクライシスから不信とはいえないまでも、一般大衆の皆さんの不安を買いました。そしてその結果、食品安全というものが重要なトピックとなりました。政治、また社会も独立し、専門的な透明性のある政策を勧告できる機関を要求しました。そして、国民はこれらの勧告はリスクアセスメントの透明なプロセスに基づかなければならない、しっかりと科学的な根拠に基づくものでなければならぬと求めました。そして助言、リスクアセスメントをするのみならず、独立性のある監督業務も行うことになっています。そして協調性、それから決断力を持ってクライシスに対処することになります。

生産チェーンは、ますます複雑になっています。したがって、よく練られた非常に明快な政策を指導監督、モニタリングに持つことが不可欠になります。そして、その政策を施行していくことにより、リスクをできるだけ効率的、効果的に低減できなければなりません。

そして、それだけではありません。社会のこういった問題が、実際のリスクだけに基いたものではありません。国民が、そのリスクをどのように受け止めるかということ、その受け止め方も重要です。それから、知識のレベルも重要です。政府がリスク低減のためにあらゆる措置を講じていると国民が感じているか。明瞭、明確さがキーワードです。当局は何をしているか、そして国民は害が生じないようにどうすればいいのかということがはっきりしなければなりません。これについては、リスクコミュニケーション話の時にもう少し詳しく触れます。

最近までオランダには二つの監督機関がありました。そして、その二つの機関が、それぞれ特定の分野を担当していました。しかし、それは望ましい状況とはいえませんでした。単一の統合された組織が必要であるということで、2002年7月にVWAの組織ができたのです。そして、次の問題は所管の大臣が誰になるのかということです。そして、最終的にはVWAは現在、農業食品品質省と呼ばれている省の大臣の管轄になることになりました。そして、公衆衛生省については、農業省と同様にVWAのクライアントの地位になると。これには整合性がないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、説明いたしましょう。

ここ数年間、農業省の仕事の一般的な考え方がゆっくりと、しかし確実に変わってきました。1940年代の終わりの段階では、農業生産が大きな問題でした。十分な食料が供給でき、また農業従事者の社会保障が重要な課題でした。また、欧州共同体条約も、まさにこれを目的としたものであったのです。しかし、ここ何年かを振り返ってみますと、その重きが変わってきました。農業生産を高めることから、どのようにして生産すべきか。つまり、クオリティのスタンダードの部分に変わってきました。これは、省庁の責任業務の内容も変えることになり、EUの加盟国で農業省の名称も変わってきました。例えば、イギリスの農業省は環境・食糧・農村地域省(DEFRA)と呼ばれるようになりました。そ

れからドイツは、農業省が連邦消費者保護・食糧農業省と名前を変えました。そしてオランダですが、今までLNV（農業・水産・自然管理省）と呼ばれてきました。しかしながら、新しい内閣が2003年4月に組閣されてから、この名称が農業自然食品安全省に変わりました。

オランダで起きていることは、孤立している進展ではありません。VWAのような組織がヨーロッパ中で設立されつつあります。また、非常に多くの法規は、それぞれの各国政府ではなく、EUが準備することが多くなりました。EFSA（欧州食品安全機関）の設立もこの視点から見る必要があります。EFSAというのは、各国すべてのリスクアセスメント活動を調整し、それをより効果的にするために設立されました。ですから、総論的にEFSA（欧州食品安全機関）は、VWAと同じ内容の仕事、リスクアセスメントとリスクコミュニケーションをしています。

しかし、指導監督はEFSAの責任にはなっていません。先ほども申し上げましたが、EFSAの主要な業務の一つとして、各EUのメンバー諸国の活動の調整を改善し、それらの活動をより効果的にすることが挙げられます。ですからEFSAは、クモの巣のクモのような役割を果たしています。科学リサーチの分野では、EFSAは権威ある調整役の役割を果たしています。これにより、加盟国がリスクを異なって解釈しないようにするためです。ですから、EU各国のリスクアセスメントをハーモナイゼーションしていかなければならないVWAは、EFSAと協力し、そしてオランダ政府の代表として、EFSAの諮問フォーラムにも出席しています。諮問フォーラムは、EFSAのアジェンダを決めていく役割があります。

VWAは、明確なミッションステートメントを準備し、その業務を定義しています。その主な業務はリスクを調査し、決定し、低減することにあります。私たちのミッションステートメントの中に、こういう一文があります。公衆衛生、動物の健康・福祉に関する食品、消費者製品のリスクを目に見える形で低減するということです。VWAの活動は、生産チェーン全般に及ぶものです。原材料から、半加工品、そして最終製品、消費、使用に至るまでカバーしています。したがって、原則として、すべての製品がVWAの監督下に入ることになります。

しかしながら、やはり食品製品に最も注意が向けられており、私も食品の話を中心にしていきたいと思います。目に見えるリスク低減がミッションステートメントにうたわれていますが、そのために「戦略トライアングル」というものを使っています。三つの要素から成っています。指導監督、リスクアセスメント、そしてリスクコミュニケーションの三つです。そして、このトライアングルを使うことにより、私たちの組織が怠りなく、決断力を持って対処できるようにしているのです。もしも何か問題になりうることを発見したならば、すぐに対応します。コミュニケーションのショートラインを用います。そしてVWAが公衆衛生、動物の健康に脅威を与えるような問題を扱う中心的な役割を果たします。また、潜在性のある問題についてはVWAに報告されます。そういった出来事の情報を受

集する事務室があります。1年365日、1日24時間、情報は無料で電話をかけて提供できるようになっています。1年で4万5000件の電話がありました。

それから、ラビットアラートシステムというものがあり、ほかの国からの情報、動物の疾患のレポートも入ってきます。そして、包括的な評価を行って、VWAが深刻であると考えられるレポートについては、所轄の省庁にそのレポートを回します。もしも何か措置を執らなければならない場合には、関連の省庁と協議を行います。つまり具体的には、保健・福祉・スポーツ省、農業自然食品安全省です。これらの省庁と協議をするかということは、その報告の深刻さによります。

そして、さまざまなカテゴリー、つまりレポートの内容、またレポートの対処のしかたにより、幾つかのカテゴリーに分けます。ルーティンレポート、それから何か出来事が起きたというレポート、深刻な出来事であるというレポート、あるいはクライシスです。クライシスとは、市民生活に深刻な障害を与えたり、根本的な社会の価値を損なうものであったり、社会、政治的な非常に大きな影響があるものです。それから、いわゆるリストAの動物疾患というものがあります。これはその定義上、もしそれが発生したら、クライシスというようにカテゴリー分けされます。

もしもクライシスが生じた場合、あるいはクライシスが起これるかもしれないと疑われる場合には、所管の大臣に対して、すぐに包括的な情報を出します。そして、完全に緊急状態、あるいは政治的にデリケートな状態になりましたら、所管の大臣の一人に、さらにもろいろな活動方向を示唆いたします。そして、VWAは様々な措置を実施し、リスクアセスメントをし、それからまた、公衆にその情報を提供します。クライシスの実際の管理は、所管の大臣の責任です。

私たちがいかに効率的に効果的に仕事をして、すべての問題、出来事を予防できるという幻想を抱いてはいけません。人的な要因、あるいは偶然、あるいは意図的な不正により、望ましくない出来事が起こることがあります。しかしながら、何か問題が起きた時に、VWAは決断力を持って、注意深く怠りなく対処することができます。警戒心を持ち、怠りなくラビットアラートシステムを活用して対処することができます。これは、域内での通報制度です。

それから、断固たる措置を執る。VWAが十分な措置を執り、状況の初期の評価を行っていきます。それから、いろいろな措置を大臣に提案します。VWAでは、様々な出来事に備えたシナリオを持ち、迅速に対応できるように準備しています。ですから、戦略的なトライアングルをフォローし、できるだけ迅速に事態をコントロールできるようにします。

それでは、この戦略的なトライアングルの三つの柱について、一つ一つ取り上げていきたいと思います。まずリスクアセスメントです。VWAは、リスクは独立性、透明性、専門性、そして疑いのない形で評価されなければならないと考えています。VWAが独立性のある地位をきちんと確保するために、現在、法律が準備されつつあります。科学的根拠に基づくリスクアセスメントが行われるようにするためのものです。VWAでリスクアセ

メントといった場合に、一連の活動が含まれます。まず既存の法規、あるいは評価基準によりカバーされているリスクがあります。この場合には、既存の現在ある状況についての評価が行われます。ある物質、あるいは生物学的な因子がリスクファクターとなっている場合です。そして、こういった場合のリスクアセスメントの研究は、いわゆる応用研究になります。このタイプのリスクアセスメントは、ほとんどが反応的、事後的なものです。そのために、六つのラボがあります。

それから、次に科学的論拠に基づいてリスクアセスメントを行う、潜在的なリスクを探求するための作業があります。潜在的なリスクで、既存の法規ではまだカバーされていません。このタイプのリスクアセスメントは、ある物質、あるいは生物学的因子にかかわるリスクの評価になり、そのほかに行われる研究は基礎研究ということになります。そして、このタイプのリスクアセスメントは、ほとんどが事前、予防的なものです。貿易のグローバル化、また食糧生産システムがますます複雑になって、また、全く新しい新規の食品も導入されていることで、新しい未知の問題が起こる可能性もあります。そして、人、あるいは動物の健康に広範な影響を与え、環境、経済にも大きな影響を与えることが考えられます。予防的なリスクアセスメントというのはサイエンスベースであり、必ず研究が必要となります。この研究の成果を使い、予防措置を執ります。そしてそれにより、実際の健康への脅威が発現しないようにします。

しかし、この時代において、新しいフードチェーンにおける台頭するリスクは、1か国に限定することはできません。したがって、ヨーロッパ全域レベルでアクションを執らなければなりません。一貫性があり、そしてハーモナイゼーションされたアプローチがヨーロッパの研究の立案管理に必要とされています。それは十分な戦略、そしてツールを作り、また受け入れられる科学的な原則に基づき、新しく台頭する食品に関するハザードを特定し、評価できるようにするためです。EFSA（欧州食品安全機関）はこの業務を行い、EUのリスクアセッサーとなっています。

VWAは、さまざまなリスクアセスメントを活動の論拠にしています。例えば、様々な学会からのシグナル、法執行の分野などから得られた情報などもあります。そして、先ほども言ったように、独立性、専門性、また疑いのない、あいまいさのない形でリスクアセスメントを行っています。リスクアセスメントの結果に基づき、担当の省庁に助言を行います。

また、VWAはそのリスクアセスメント、レコメンデーションを公表します。政治家、政策立案者、業界、消費者、ヨーロッパの各機関などにベネフィットを与えるためです。

また、アドバイスする際には、倫理、文化、社会的な配慮を考えなければなりません。そして、最終的な決定をする際には、一つ忘れてはならないことがあります。いろいろなソリューションが提示されますが、最終的な決断のステップがあります。そして、最終的な決定・決断は、政治的な決定であることを忘れてはなりません。食品消費者製品安全庁が一貫性、そして透明性を持ってその仕事を行っていくためには、このような枠組みが必

要になってくるのです。VWAが独立した組織として業務を行わなければならない。これは非常に重要なことです。

そして、独立性があるということなので、あるリスクが最終的に受け入れられるものかどうかという判断は政策決定者が行うものであり、リスクを調査する者が決定するものではありません。そして、外に対しては独立的な地位をどのようにして示すのか。それは、リスク分析モデルの要件をきちんと守ってやっていくことにほかなりません。これは先ほどお話したとおりです。VWAがすべての可能な解決策について特定し、分析する。そして、最終的な決定は政治の分野の裁量であることを旨とする。これにより、VWAに必要な社会における権限、権威が十分に与えられると思います。

それでは、指導監督に行きたいと思います。VWAには、指導監督の業務の様々な要件があります。例えば、法律、法規との遵守性を一貫して監督する任務もあります。それにより食品の安全性、消費者製品の安全性、動物の健康、福祉を保障するわけです。そして、その要件を満たしていくために、VWAは具体的に監督の取決めを設けています。そして、企業が法律を守るような措置が執られています。VWAには、行使しうる執行手段が幾つかあります。例えば、承認を取り消してしまう権限もあり、ある企業の閉鎖を命令することもできます。また、行政措置として罰金を科すこともできます。ですから、非常に厳しく法律への遵守を執行することができます。

VWAの指導監督活動は、専門的、効率的、効果的な形で行われています。そして、できるところでは、官・民の組織の責任を区別しています。VWAのモニタリング活動は、戦略的なリスク分析に基づいています。また、できる限り関係当局により定義、公表されたコンプライアンスのレベルに基づき、行っています。プロフェッショナルなチームがこの業務を行い、国民あるいは動物の健康に対して脅威を与えるような状況については、断固たるアクションを執ります。

指導監督の分野では、幾つか新しい動きがあります。政府はあらゆるところを一度に見ることはできません。つまり、ありとあらゆる製品を全部検査することはできません。したがって、検査監督の業務がそれぞれの業界自身によって行われることが一般的になってきました。これは、一般食品法でもうたわれています。ですから、政府の役目は何かというと、その業界のセルフコントロールのシステムの監督をすることにあります。このようなタイプの監督は、皆が法律をきちんと遵守しているかどうかをチェックし、必要があれば厳しい遵守のための措置を執ることになります。VWAはかなり大きな要件を定義しています。そして、その要件を満たすことにより、可能な限り最も高いレベルの安全性を消費者に保証できるのです。私たちのこの分野での責任は、拡大したといえます。単純な監督から、管理のコントロール、管理の監督、また業界自身の管理の監督に移っています。

では、戦略的な三角形の最後の部分であるリスクコミュニケーションの話に入ります。リスクコミュニケーションとは、比較的新しい形のコミュニケーションです。私ども食品安全庁は情報を伝え、これらの仕事のほぼすべての側面を伝えていきます。ですから、リス

クについて我々が知っていること、あるいはどのくらいリスクの水準が高いのかということ、もちろんどのようにすればリスクを低減できるのかという情報もたくさん提供しているのです。このようなリスクコミュニケーションは多くの意味で、我々の仕事の中で最も大変な課題、チャレンジといえます。

ますます明らかになったことは、一般の人たちの一定のリスクに対する見方は、客観的なリスクとはかなり異なるということです。つまり、科学的なリスク評価で決定されるような客観的なものとは考え方が違うということで、幾つかここにかかわっている要因があります。例えば、リスクは一般的にはどのくらい認められているのか。そして、リスクとして確立しているのか。というのは、問題はリスクという用語の定義もばらばらでいろいろあるからです。そして、関係者が様々いて、皆がそれぞれ違った見方をしています。例えば、人がどのようにリスクを定義し、それを見ているかは、その人の年齢にもよるでしょうし、文化的背景によっても違ってくると思います。

そこで、一つそれを明確にするために、面白い例を日常の我々の慣行業務からご紹介します。BSE、狂牛病の危機があった当時、オランダの新聞は牛肉の質に疑問があるという話をたくさん載せていました。このような状況においては、牛肉の売上げが劇的に下がると思われるでしょう。しかし、私どもは驚いたのですが、オランダではそうなりません。実際に、牛肉の売上げは少し減ったけれど、思ったほどの激減はしませんでした。それをかなり研究・分析した結果分かったことは、教育水準の高い消費者、そして高所得者層の人に対する牛肉の売上げだけが有意に減少したことが分かりました。しかし、それも一時的でした。そこで需給の法則が働き、牛肉の価格はかなり下がってきました。このように安くなった牛肉は、すぐに教育水準の低い消費者によって買われました。あまりお金に余裕のない人が買いました。このような消費者グループは完全に違ったリスクの見方をしていたようです。こういった人たちも、もちろん新聞やニュースでの悪い報道は聞いていたかもしれませんが、しかし、だからといって、安い値段で売られている牛肉を買う行動はやめませんでした。

もう一つ、この例から学べる教訓があります。BSEにかかわるリスクはかなりあるかもしれませんが、十分な対策が既に執られ、消費者への曝露、リスクは限られているということです。しかし、消費者の中の多くの人たちは、リスクはまだ高いと見ていました。つまりここでいえることは、どうもバランスが欠けているということです。つまりリスクで認知されている部分と、実際のリスクとの違いです。特に、科学的な手段で決定された実際のリスクと意識の違いということでしょうか。ここに、私どもVWAの重要な役割があります。我々は、このように人の認知、認識と、その理性、道理との間に、現実的なバランスを達成することを試んでいます。先ほど申し上げたように、既知の、現在のリスクが一方にある。しかし、それと新しい潜在的なリスクを区別することはできるのです。もちろんリスクコミュニケーションは、この両方のリスクをカバーしています。

しかし、その間には大きな違いがあります。特に、だれがメッセージを受けるか。その

受け手によって変わってくるのです。新しい知識に関する知識はまだ完全ではなく、リスク低減措置は導入されていないかもしれません。そうすると、受け手側の知識のレベルと、その人のリスクに対する態度は状況によって変わってきます。つまり、リスクが明らかに定義され、低減措置が受け入れられている場合とも違うわけです。このようなさまざまな側面が、やはりリスクコミュニケーションの形、あるいは言葉遣い、言い方に影響するでしょう。また、メッセージを伝えるために使われる手段にも影響してくるでしょう。

さて、VWAは最近シンクタンクを設立しました。ここで、シナリオリスクコミュニケーションに関して提供し、アドバイスを与えるためのシンクタンクです。この目的は、この分野における最新の進捗をつかみ、直ちにそのような進歩を組織の中に導入するためです。このシンクタンクのメンバーは学会の代表も入っており、マスコミの専門家も入っています。私どものリスクコミュニケーションのベースにある原則は、科学に基づき、受け手に向かったクライアント・フェイストという原則です。つまり我々のメッセージは、事実に基づいているということです。しかし、ここで考慮していることは、消費者が抱くような質問を常に考えておくことです。そして、彼らが一定のリスクをどう体験するかという意識です。消費者を助けるために、VWAは権限があり、信頼できて明快で、アクセス可能な情報を食料の安全に関して提供します。また、それにかかわるリスク情報も提供します。そのような形で私たちは消費者の信頼を改善し、市民の信頼を回復することができ、食料全体の安全に関して信頼回復につながるでしょう。

もう一つ、消費者の信頼を回復したいことで重要なことがあります。すべての関係者である消費者、一般の人たちを巻き込む必要があります。そして、特に新しいリスクにかかわる場合など、できるだけ早くリスク評価などにも彼らを参加させることです。近い将来、新しい進展が見られるでしょう。それは、もちろん新しい課題ともなります。しかし、我々には2004年から2007年にかけて、戦略的なビジョンというものがあり、その中で幾つかのテーマが選ばれており、そこに私どもは優先すべきであると考えています。

そこで、三つの優先順位のあるテーマを挙げてみたいと思います。まずアレルギー、そして健康的な食事、そしてGMO（遺伝子組換え食品）です。まずアレルギーについては、アレルギーの数が増えていることが、今日の社会で顕著な現象となっています。このテーマは不確実性があります。つまり、食料と食品とアレルギーの関係は何か、アレルギーのリスクは何なのか、こうしたリスクの相互関係は何か、そして、どのように影響を受けているのかなどです。VWAはこのようなアレルギーに関する研究の構造、プログラミングなどで努力しています。また、私どもは新しいEUのラベリング措置について勧告作りをしています。そして、アレルギーの患者に対しての保護措置についての勧告措置作りをしています。

さて健康的な食事、ヨーロッパでは非常に関心を集めている重要なテーマですが、ほかの世界各地でもそうであると思います。いわゆる不健康な食事、そして多くの人たちのライフスタイルが、安全でない食事よりも、もっと公衆衛生のリスクが高いことが示され

ています。グローバルに見ると、この肥満の問題がまさに疫病的に広がっています。食料生産も増えています。しかし、生きる習慣も変わり、生きる環境自体も変わってきました。このようなことが混ざり合い、運動をあまりしなくなったといえましょう。ですから、社会自体に変化が必要です。そして、この肥満傾向を逆転させる必要があります。

オランダは、もちろんこのような状況の例外ではなく、私どもも明らかに、まさに肥満が悪化し、これが我が国の深刻な健康問題になっていることを示しています。オランダの厚生省が、2010年までに飽和脂肪酸を食料エネルギー摂取量の10%未満に抑えようという目標を掲げています。また厚生省では、大幅にTrans Fatty Acid(トランス脂肪酸)の含有量を食料で発見することを目指しています。しかし、今日の消費者は十分な果物や野菜を食べていません。ですから、やはり消費不足、あるいは主要なビタミンやミネラルの過剰消費、あるいは過少消費を予防することが必要です。

政府と食品産業が、このような分野で共通の責任を持っています。例えば食品産業は、より少量の製品を売ることを選ぶこともできます。あるいは、もっと健康なライフスタイルにぴったりした広告制作などを打ち出すこともできるでしょう。そして、ローカル食品などを強調すればいいのです。

具体的なモニタリングの手段として、現在、この目的のためのやり方が開発されているところです。VWAは、さまざまな政府の情報広報キャンペーンに貢献する予定です。また、インセンティブのプログラムにも貢献する予定です。具体的に、私どもは製品の成分に関する情報を提供することになります。例えば脂肪含有量、あるいはどのような種類の脂肪であるか、あるいは推奨される一人前の量などについて勧告します。VWAはそのための特別なモニタリングツールを開発し、エネルギーの摂取量と一人分サイズのゲージ的な比較なども発表してまいります。こうしたモニタリングのプロジェクトを通して、我々は幾つかのテーマに注目していきます。特別な一定の成分、あるいは食品に含まれる物質で、例えば、カフェインなどの影響についても研究していきます。そして、食事の変化が一定の人にどのような影響をもたらすか。例えば、高齢者や乳幼児への影響などを調べていきます。さらに、我々は食品における隠れた脂肪の研究もやってまいります。

さて、GMOについて申し上げたいと思います。GMOというものは、食品の安全にもたらす影響がある。しかし、それは皆がはっきり分かっているわけではありません。ヨーロッパにおいては、GMOに関して消費者の受け入れ、あるいは信任があまりありません。例えば、消費者はGMOのない食事を好みます。そこで、EUの新しい規則が導入されてきました。その執行には、もちろん研究が必要です。その中に含まれるものが、まずトレーサビリティということです。それから、十分な検出法などの同定が研究のテーマです。VWAもそこで貢献しており、このような方法の開発のために貢献しようとしています。またGMOに関連して考えられるリスクに関して、情報も提供しています。

また、もう一つ違った側面としては、コンシューマー・アイデンティティの開発があります。しかし、消費者をどのようにカテゴリー別に分けることができるのでしょうか。や

はり消費者をあいまいでなく、明確に語ることは容易ではありません。しかし、今日の社会では幾つかの消費者団体が増え、非常に消費者も多様になったということです。変化は非常に明らかです。例えば、ビタミン強化食品などへの需要が高まり、インスタント食品の需要、あるいはイスラム系の人のためのハラール食品などの需要が高まっています。

もう一つの大きな変化としては、技術の分野の進歩です。技術進歩により、食品産業の新しい機会が開けました。例えば取扱い、ハンドリング、保存、包装、製品の流通の分野です。一方、このような進歩で可能になったトレーシングの可能性も、常に改善し続けています。例えば、トレーシングの分野においては禁止された成分、あるいは一定の製品にある物質ということです。さらに、トラッキングとトレーシングの義務などは、一般食糧法の中で規定されており、これも重要な役割を担っています。

現在、幾つかの同定された物質は、ゼロ・トレランスの規則が課せられています。これらのものが最初に導入されたときには、一般的に前向きの動きと見なされていました。つまり、こうした物質の幾つかの濃度が、過去にあまりにも高すぎるということで、明らかに悪い影響になると考えられました。あるいは、こうした物質の影響は公衆衛生にとって有害だということが示されてきました。そのほかの幾つかの物質に関しては、どのような基準にもさらされていません。こういった場合に、VWAの任務としては、やはり科学的研究を基にしたうえで、オランダとヨーロッパ全般に関しての法規の執行提案をしていくことが必要だと思ったわけです。

さて、測定機器の感度は近年随分改善してきました。そして、いろいろな物質が検出されるようになりました。つまり、低濃度の物質であっても検出できるようになったのです。そして、公衆衛生にも影響がほとんどないものでも検出できるようになりました。技術の面で、EUの加盟国で使われている分析方法がいろいろ違ってきたのです。こうした技術者によって、ある加盟国で、かなり緩い分析精度を使っているところでは、禁止物質の同定ができないかもしれません。そこで、特定の食品バッチの荷物を、一般消費のために出荷するかもしれません。あるいは、そうしたものが他のメンバー国に輸出されると、同じ食品でもより厳しい分析の対象となるかもしれません。そうすると、この禁止物質がその国では同定されるので、そこでそのバッチは破棄されます。極東から輸入されたエビのテストの場合は、クロラム・フェニコールとニトロフランの問題がありました。

EUでの整合性(ハーモナイゼーション)が必要です。そこで、まずMPRL (Minimum Required Performance Level) でカットオフポイントが定められましたが、すでにこうしたことは、先ほど言ったような物質については実現いたしました。

その次に再検討しなければいけないことは、いかに基準が定義されているか。そして、これらの標準のハーモナイゼーションが必要です。VWAとしては、コーデックスの枠組みの中で実現することを望んでいます。

現在のところ、食品などが禁止物質を含有することが分かった場合は、これらの製品は破棄されます。しかし、これは公衆衛生の観点から、常に正当化されるわけではないで

よう。というのは、このような格差があるために、時には消費者によるバイアスのかかったリスクの見方につながり、そして、法律的にも生産者間での不平等になります。社会的な点では、これは容易ではありません。なぜ幾つかの基準が、強化されるのではなく緩くなっているのかという説明も容易ではありません。ですから、私どもの仕事はこういったことをよく消費者に説明することです。VWAは客観的、独立的な形で科学的な証拠をもとにこのような作業をしております。消費者のためには、やはり公衆衛生の観点に基づいたアプローチで対応されるべきです。現在は、真のリスクに関する理解、透明性がないために、リスクがあまりにも大きく思われてしまうことがあります。

さて、このゼロ・トレランス問題のルールに対応するためには、もう一度テストをやる。そして、そのために幾つかの場合には、新しい標準を導入する必要があります。そこで、構造的なアプローチが望まれるわけです。そして、そこで必要なのは信頼できるベンチマークです。それを使って、この禁止物質に関してすべての食品のレンジに関してテストを導入することです。そうすれば、我々は科学的なベースを根拠にしたうえで進めていくことができるでしょう。そのために、欧州全体での決定をしなければなりません。そして、その間、コーデックス、FAO、そしてWHO等との協議もしていく必要があります。当然VWAとヨーロッパのEFSAは、この過程に緊密にかかわっていきます。

さて、禁止物質の問題は、時にマスコミの注目を引きすぎるくらいがあります。そして、実際に公衆衛生上の真のリスクは、ほとんどないということでも、全くなくてもそのような結果、実際のリスクとこのリスクの認識が、全く関係なくなるということがあります。ですから、明らかにリスクコミュニケーションが必要です。百聞は一見にしかずです。このような場合において、リスクコミュニケーションは一般の人たちに研究結果を伝える手段とならなければなりません。同様に、みんながこのような研究結果を知る必要があります。例えば、リスクがあるのかないのかの結果を伝えられる必要があります。これは常に公衆衛生という点からなされることが重要です。さらに、VWAは幾つかの物質に関して、新しいリスク評価の対象にすることを急いでやっています。このような評価で考慮すべきことは、現在の最新の知識、またリスクに関する意識ということです。改めて、やはり公衆衛生こそが第一です。

もう一つのトレンドとして、製品の安全に関しては、民間企業がますます責任を執るようになったということです。これもまた、欧州全体での枠組みの法律である、一般食糧法の中でもこの原則がうたわれています。例えば、HACCPのシステムも官・民においての責任分担の始まりといえるでしょう。

さて、民のほうは、そこでも衛生のモニタリングの責任を担うようになってきました。HACCPはご存じのように危害分析・重要管理点の略ですが、このHACCPという重要管理点を分析することが、特に注目を浴びています。HACCPにより、すべての生産工程がモニターされます。それにより、食品の安全性に関して危険の可能性があれば、それを同定することが目的です。このような危険はHACCPによって分離・隔離され、そ

れに伴うリスクに対処されるのです。つまり各生産工程は異なることがあるので、企業はHACCPを自らの状況に合わせていくことが期待されます。VWAはこれをチェックし、きちんとなされているかを担保します。そのベースになっているものがスーパービジョン・コントロールシステムで、先ほどの仕組みが働くわけです。

EUにおいて、すべての食料品店は、HACCP原則を2006年から導入する義務が課せられます。

さて、人畜共通感染症についてお話ししましょう。ご存じのように、人畜共通感染症という病気は、動物から人に伝染するものです。そこで、我々は食物となる動物を通して、それから食物にならない動物からうつるという場合を区別しています。ほとんど両方の形の感染が行われます。最近の経験を見ていくと、予想外の人畜共通感染症が突然現れることがありました。また、E型肝炎など、豚から人に感染した例もあります。そして、これは新しいリスクなので慎重に見ていく必要があります。その際には、危険を適時に同定することに資するでありましょう。このように、食べることによって起こる感染も懸念です。そのときに強調することは病原体に関して、また動物の種との組み合わせにより、リスクプロファイルを開発していく必要があります。将来、さらに強調されていくことは、食肉などにおけるカンピロバクター感染の減少です。特に、鶏肉製品におけるグラム陰性桿菌の感染減少に力を入れるでしょう。

さて、VWAとしては、食事外の人畜共通感染症の初期同定にも力を入れています。例えば、ここでは強い努力が必要です。感染の特性、深刻性、あるいはそれにかかわるリスクの研究をさらにする必要があります。さらに注目したいことは、緊急感染を同定し、モニターする必要性です。例えば鳥インフルエンザの鳥から、ほかの動物や人間にうつる可能性、あるいはSARSなどもそうです。感染症は公衆衛生の脅威ですが、これを過小評価することはどのような場合でも決してあってはなりません。

さて、ここで消費者のことを考えてみます。VWAは、やはりこの人畜共通感染症に関しての情報チャートを作る予定です。このチャートの中では、こうした危険性ごとにいろいろな情報が出ており、曝露の特性、度合い、そして実施に関与するリスクを示すもので、ウェブサイトの情報チャートを提供する予定です。

担当する政治家に対する透明性、そして社会全体に対しての透明性についてお話しします。この透明性を目に見える形にする努力の一環として、特に消費者の条件が食糧安全に関していかに重要であるかを考えています。このようなアプローチは、もちろんそれなりの不利な点もあります。例えば、生産者にとって不利なのです。何か問題が起こると、生産者は嫌な目で見られるでしょう。ですから、当局はこのような問題に慎重に対処することが必要です。私どもは、平等の原則をととても重視しています。個別の企業が役所側の高圧的な姿勢の犠牲になるべきではありません。

さて、オープンさということです。私も一言オープンさ、公開性について申し上げるとお約束いたしました。独立性、プロフェッショナルリズム・プラス、モニタリング政策はや

はり透明と見なされなければなりません。我々の検査、インスペクションの仕事は、全体の行き過ぎを抑え、均衡を取るという中に取り組む必要があります。このようなシステムにおいては、すべての利害関係者である官、社会的な組織など、みんなが監督の役割があるでしょう。

幾つか基本的な原則があります。まずVWAとして維持・強化していきたいことは、肉の検査プロセスにおける消費者の信頼強化です。このような消費者の信頼を高めるためには、やはり食品の安全性を政府がモニタリングすることを、もっと消費者が知ることであれば高まると思います。さらに、消費者に対していろいろな問題に関して、自ら情報を得る機会を与えることです。特に、肉や肉製品に関しての情報提供強化です。例えば、製品がどう生産されているかの情報は、その消費者にとって特に関心があるのではないのでしょうか。特に、長期保存品質に関心があるからです。

またVWAとしては、効率のよい市場のオペレーションも促進したいと思っています。つまり肉の生産者に、食品安全性の法律的な要件を満たすように担保することが重要です。生産者に関して、また安全性の基準を満たしているかどうかということに関して消費者に情報を与え、それにより、彼らの購買行動は変わるでしょう。将来、一般食糧法により、チェーンで運営する企業に義務が課されます。つまり、リンクの次のところに対して、安全性に関して情報を与えなければいけないことになります。そうすると製品に実践的な形で、自ら責任を持つようになっていくでしょう。

政府の政策としては、透明性を確保することにあります。これは、いかにしてモニタリングをやるかという点と、モニタリングの結果の両方に関しての透明性です。また、政府は積極的にフードチェーンにおける透明性を促進したいと思っています。そして、食糧安全性を保証し、消費者の信頼を高めたいと思っています。

さて、輸入について一言。原材料、食料製品の大半が海外からオランダに輸入されてきます。さらに、オランダにはロッテルダム港と、スキポール空港という重要なものがあります。これはまさに欧州の域内市場の入口というか、国境にもなっています。そこで、特に注目しなければいけないことは、そこでの検査のやり方です。例えば選択の基準の決め方は、まずリスク解析を基に行われます。そして、経験や専門知識を基にクライテリアを決めます。

新しい規則が、オランダとEUによって導入されつつあります。また、VWAはコントロール方法のハーモナイゼーションの重要性を強調しています。さらに、VWAとして指摘したいことは、ヨーロッパ全体にとって、いかに同じコントロールシステムで運営することが重要かという点です。

皆様、私は短い時間に、たくさんのお話を申し上げてまいりました。今、いろいろなことが起こっております。ですから、ほんの18か月前にVWAが設立されたとは思えないほどです。私どもはヨーロッパ各地でのいろいろな状況に追いついています。そして、過去18か月間に、完全に組織として確立したプロフェッショナルチームは、熱意を持って、私ど

ものVWAにおいて警戒を忘れずに、そして断固とした意思決定ができる組織としてできるように努力してきました。まさにオランダでのみ重要な役割を担うだけでなく、ヨーロッパ全体で重要な機能を果たしたいと願っております。ここで強調しておきたいのですが、我々がやったことは、すべて公衆衛生の観点からやることを強調しすぎることはないでしょう。本日のような会合によりまして、我々は知識や経験を共有することができます。これは、まさに私どもの知識を高めることに資するでありましょう。知識が増えれば、我々皆がその恩恵を享受できます。今日の会議は、昔からの友人の間で開かれています。日本とオランダ両国の間で、この分野において世界的な舞台上で卓越した存在になれるものと思えます。

ご静聴ありがとうございました（拍手）

（司会） ありがとうございました。

我が国における、新しい食品安全行政の仕組みを考える際にもモデルともなりました、欧州、オランダでの現在の食品安全問題の所在や、制度、行政組織の変遷、さらには対策の経緯につきまして、BSEや鳥インフルエンザ問題など、現実の問題を例に取って、分かりやすくご説明いただきました。またその中で、どのようにして消費者を含めた食の安全関係者との意見・情報の交換、つまりリスクコミュニケーションをしていったのかという点についてもお話しいただきました。

現在の時点で、ご質問をお持ちのかたもいらっしゃると思いますが、パネルディスカッションの際にまとめて議論していただくことでよろしく申し上げます。

それでは、ここで約10分の休憩に入らせていただきたいと思います。現在2時50分頃ということですので、3時ちょうどよりこのあとのパネルディスカッションを始めてまいります。どうぞ3時までにはお席にお戻りいただきますよう、時間厳守でよろしく願いいたします。

では、ただいまから休憩に入らせていただきます。お疲れさまでございました。

\*\*\* 休憩 \*\*\*

#### (4) パネルディスカッション

「欧州の食のリスクコミュニケーション 透明性と消費者参加」

<コーディネーター>

寺田 雅昭(食品安全委員会委員長)

<パネリスト>

ヨハン・デ・レーウ(オランダ食品消費者製品安全庁長官)

(ヨス・フベルス 技術的助言者:同庁施行監査局長)

小沢理恵子(日本生活協同組合連合会くらしと商品研究室長)

金子 清俊(国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長)

関澤 純(徳島大学教授

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会座長)

中村 靖彦(元NHK解説委員 食品安全委員会委員)

山本 宏樹(株式会社ニチレイ執行役員・品質保証部長)

<アドバイザー>

外口 崇(厚生労働省大臣官房参事官)

姫田 尚(農林水産省消費・安全局消費者情報官)

(司会) それでは、本日のパネルディスカッション、パネラーの皆様、どうぞご登壇くださいますようお願いいたします。大変長らくお待たせいたしました。ただいまから、パネルディスカッションを始めまいります。本日ご登壇いただいておりますパネリストの皆様をご紹介させていただきます。

まず、皆様から向かっていちばん左側から、本日のパネルディスカッションでコーディネーターを務めます食品安全委員会の寺田雅昭委員長です。

そのお隣には、先ほど基調講演をいただきましたオランダ食品消費者製品安全庁長官のヨハン・デ・レーウさんです。ヨハン・デ・レーウさんは、先ほどのご講演に引き続きまして、こちらのパネルディスカッションにもご参加をいただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、そのお隣は、オランダ食品消費者製品安全庁施行監査局長で、本日デ・レーウ長官の技術助言者をお務めいただきますヨス・フベルスさんです。

そのお隣には、ヨーロッパの食品安全にもお詳しく、消費者の視点からの研究でもおなじみの、日本生活協同組合連合会くらしと商品研究室長の小沢理恵子さんです。

そのお隣は、我が国におけるプリオン研究の第一人者で、BSE問題にもお詳しい、国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長の金子清俊さんです。

続きまして、お隣には、徳島大学教授で食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会で座長をお務めの関澤純さんです。

そのお隣には、元NHKの解説委員として、日本及び世界の食の問題についてもお詳し

い明治大学客員教授、食品安全委員会委員をお務めの中村靖彦さんです。

続きましては、世界のフードチェーンにお詳しい株式会社ニチレイ執行役員・品質保証部長の山本宏樹さんです。

そのお隣には、今回会場からの皆様のご質問などにお答えいただきますアドバイザーとしてご出席をいただいております厚生労働省大臣官房参事官、外口崇さんです。

そしてそのお隣には、同じくアドバイザーの農林水産省消費・安全局消費者情報官の姫田尚さんです。

では、議論に入る前に、ご参加いただいている皆様からお申し込みいただいた際に、ご意見・ご質問などをちょうだいいたしました。そちらにつきましては、資料の封筒の中にこちらの用紙が入っております。こちらからちょっとご覧いただきましょう。

こちらは、12日までに申し込みいただきました皆様のご意見をまとめさせていただいております。本日はこちらすべてを議論するということは時間的にも不可能となりますので、パネリストの皆様にはこちらを議論の参考にいただきまして、会場の皆様の中で是非にという点がございましたら、後ほどの質疑の時間にご質問をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは寺田委員長、よろしく願いいたします。

(寺田) 食品安全委員会の寺田でございます。

本日の話題は、「欧州の食のリスクコミュニケーション 透明性と消費者参加」という少し堅苦しい名前です。オランダという国は、ご存じのとおり1600年頃にオランダの船が九州に着きまして、徳川家康の外交顧問になった方も随分いるわけです。そのあと、鎖国の時代をずっと400年の間を通じて、日本は西洋文明の窓口としてオランダを通じて見たという、非常に歴史的なつながりが両国の間にはあります。

今回、この食の安全に関するリスクコミュニケーションをやるに当たりまして、先ほども話が出ましたように、この方面で組織としてはオランダは私たちよりも1年先輩、1年兄貴分なのです。2002年の夏にこのオランダの組織ができ、私どもは昨年7月にできたわけです。

そういうことで、このオランダの窓を通じて再び、消費者の参加あるいは食の安全に関してリスクコミュニケーションが非常に進んでいるヨーロッパの状況などを踏まえてこの会を開くことにしました。ただいまの基調演説で私も大変勉強させてもらったわけです。

そういう消費者の参加というところから、消費者運動というか、消費者の立場からいろいろな活動をされています小沢さんから、まず何かございましたらお願いいたします。

(小沢) 小沢でございます。

お話を伺う中で、リスクアナリシスに基づく施策の在り方というのは、国際的にはコーデックスが提唱して、特にヨーロッパの場合はE F S A (European Food Safety

Authority：欧州食品安全機関)を中心に、各国でそれぞれ具体的な組み立てをなさっていると理解をしているわけですが、今日オランダでのご活動を伺って、特に日本との違いということでは、日本よりももっと機械的にリスクアセスメントとリスクマネジメントを分けるよりは、むしろリスクマネジメントの部分にかかわって実際にその法令の遵守を進めるとか、あるいは承認を取り消すなど、そういったことも具体的にしているのかなという印象を受けました。

いろいろその国によって仕組みが違うのだと思うのですが、ぜひ幾つかもう少し詳しく伺いたいことがあって、一つは、消費者の参加ということでは、そのVWAの中に何か特別な消費者の参加ができる仕組みがあるのかどうか。あるいはリスクアナリシスということでは、リスクアセスメント、リスクマネジメント、リスクコミュニケーション、三つのそれぞれの要素の中で、例えばリスクアセスメントの場面、あるいはリスクマネジメントの場合に、消費者がどのように参加をするのかということをお伺いしたいと思います。

それから、コミュニケーションというのは、一方的にお知らせするというのではなく、コミュニケーションの双方向性がとても大事だと思うのですが、そういう意味で消費者の意見をどのようにくみ上げていらっしゃるのかということをお伺いしたいと。

それから、欲張りにもう一つ、先ほどいろいろな消費者がいるという話をなさっていて、日本の消費者も当然そうです。日本の場合は、やはり私どもが調査しても、収入が高かったり、あるいは教育水準の高いほうがむしろデリケートだというのは出ているのですが、そういういろいろな消費者がいる中で、具体的に、例えば一定の科学的な知識がないと理解が難しいこともこれからたくさん起きてくると思うのですが、どのように分かりやすい情報というものを伝えていらっしゃるのかももう少し聞きたいと。質問ばかりで恐縮ですが。

(寺田) どうもありがとうございました。

ただいまの小沢さんの、VWAの組織の中で消費者はどのように参加できるかとか、その仕組みなどを教えてほしいということです。このことは、時間を計算しますと1人5分、2回話をするとすると1回2分ぐらいなので、大変申し訳ございませんがまた終わったところで、非常に大事な問題を出されましたが時間の関係で、後から議論するというにします。

次に、食品業界から見まして、山本さん、ヨーロッパの食品安全行政の透明性などはいかがでしょう。

(山本) ニチレイの山本でございます。

今日はデ・レーウ長官のお話を聞いていて大変興味深いなと思っていたのは、リスクコミュニケーションの重要性ということをかなり強調されていたと思います。私どもも食品を供給する中で、ここ何年かの間に食品産業をめぐるいろいろな事件・事故の際に絶えず

気になっていることは、私ども安全と安心ということでいろいろな食材のご提供をさせていただいているわけですが、残念ながら、この安全・安心と一言で言っている割には、どうも安全・安心が全く違うものだということが中々ご理解いただけないと。

私ども自身は、今日のデ・レーウ長官のお話にもありましたように、安全というのはあくまで科学的な根拠に基づいたリスクの評価だと思います。それに対して、安心というのはそれを受け取られるかたのいわば心理、考え方だと思うのです。

この安心ということに対して、どうも受け取られるかたが、よくお分かりのかたもいらっしゃるし、それから思い違いをされているかたもいらっしゃいますし、場合によってはメディアの論調に一方的に左右されているというかたも多分いらっしゃると思うのです。そういう中で、やはり安心をどういう形でリスクコミュニケーションとして達成するかということは、これからやはり食品産業、日本の食糧供給という観点から非常に重要な課題ではないかと思えます。

長官のお話にもありましたように、まず透明性が重要だと。それから、その他に、やはり客観性、それから公平性といったこともぜひ必要だと思うのです。長官のお話の中にも、最後の方に特定の業界が不利益を被らないようにということは、これは不当な不利益という意味だと思いますけれども、やはりそこは食糧をきちっと安定的に一定の品質で供給していくという供給者側の責任があるわけです。そのこともやはり守っていかないと、日本全体で食糧供給がうまくいなくなるということで、やはりそのためには、食品安全委員会というような委員会を通じて、これはもちろん国も参加します。それから私どものような供給者も参加します。それから、ぜひメディアのかた、それから消費者のかたに参加していただきたいと思えます。これは国民的にコンセンサスとして何がリスクで、そのリスクはどの程度許容できるのか、それは食糧供給という観点からどういう位置づけにあるのかということ、やはりきちっと考えていく必要のある時代に来ているのだろうと思うのです。

そういう意味では、今日お話を伺ったデ・レーウ長官のオランダの事例も参考にして、やはり大量の食品の輸出国と、我が国の場合は大量の食品輸入国、しかもかなりの部分をアジアという、どちらかというとも必ずしも先進国ではないところから輸入に頼っているという国の中で、安全性を確保しながらどうやって食品をきちっと供給していくのか、確保していくのかということ考えた点でのリスクアナリシスの必要性というものを痛感した次第です。

以上でございます。

(寺田) どうもありがとうございました。

それでは、関澤先生はいろいろなことでリスクコミュニケーションの専門家です。関澤先生、

( 関澤 ) たった今、安全と安心という話があったわけですが、私は、食品の問題というのは非常に日常性に富んで、むしろ国民全体にかかわる生存の基盤の話であり、それを受け取る側としては、本当に様々な人がおられるということを常々思っています。子供、高齢者、妊娠しているかた、こういった方が本当にまちまちな考えを持っていると同時に、食べ物というのは非常に感覚的な、「おいしい」「安い」「好きだ」とか、そういったもので選ばれているということも事実だと思います。

そういった中で、一方、健康への配慮というものも大きくあります。これをトータルとして考えていかないと、非常に偏った、間違った見方になってしまうという危険性をはらんでいると思います。同時に、今オランダのお話があったのですが、日本の独自の状況としては、今私たちの食糧の半分以上が輸入に依存しているということのために、牛肉の問題、鶏肉の問題、また大豆もそうですが、いろいろ問題をはらんできているということが事実です。もちろん加工食品の急激な増加やファーストフード化、それから遺伝子組換え食品などの新しい問題もあります。こういった日本の独自の事情というものもきちんととらえて考えていく必要があると思います。

そういったことから、現在私たちの食べ物は非常に遠いところで作られて、私たちの見えない過程を経て食卓に届いているということから、不安の一つの原因が発していると思います。

もう一つは、私たちの日本の技術レベルというのは、先ほど長官のお話でも検査のお話がありましたが、BSE等の検査でも非常に高い分析技術を持っています。にもかかわらず、一部BSEの時にはそうでしたが、行政の立ち後れや不備のために、信頼が必ずしも確立していないということが問題です。

また、一方、消費者側としては、一部の方と思われるが、ゼロリスク信仰といっているのでしょうか、食品に入ってくるものは絶対にリスクはゼロでなければいけないという考え方をお持ちのかたがおられると思います。これについては、長官のお話にもありましたように、私たちが、例えばですが、モニタリングはどういったプロセスでやっているのか、結果はどうだったのかということを中心に説明していくということも、一つは責任があるのではないかと思います。これについては、専門家といわれる人たち、あるいはマスコミも、どちらかという危険を強調する傾向が強いと思います。これはやはり改善していくべきではないかと思います。

もう一つは、消費者の側から見ておられますと、やはりいろいろなグルメ情報や健康情報が現代はあふれているわけですが、これらの中でどれが本当に信頼するに足るのかとか、自分の不安に対して誰がちゃんと信頼性を持って答えてくれるのかという点から見ると、その不安に答えてくれるネットワークや窓口が必ずしも確立していないというのが日本の状況だと思います。それで、どのように解決策を考えていくかという上では、まず身近で安心できるような食品の供給体制というものが、やはりこれから考えられなければいけないと思います。

2番めはリスクの考え方の普及だと思えます。子供の頃から、やはり私たちの食品の安全についてきちんと考える、そして自分なりの考えを持って選んでいくということができるようになるという教育も必要かと思えます。

それから3番めに、先ほども申しましたように、消費者や生産者も含めてですが、食品については零細な生産者がたくさんおられますので、その方たちの不安や問題にきちんと答えられる窓口やネットワークを日本の社会の中に確立していくということも一つは大事ではないかと考えている次第です。

(寺田) どうもありがとうございました。

それでは、中村さんはメディア出身の委員ですが、何かご意見はございますでしょうか。特にBSEの発生など、いろいろな農業問題あるいは食品の問題でオピニオン・リーダー的なことをやっておられます。何かご意見がございましたら。

(中村) もちろんメディアはリスクコミュニケーションの中では極めて重要な役割を果たしているということは間違いないところです。

今オランダの事情をお話しいただいた中で、オランダのメディアについてのお話はそれほどなかったと思います。一応BSE発生の際には大騒ぎをして、消費がかなり影響を受けたということは伺いましたが、ですから、比較をするだけの材料はありませんので、私がおのころ考えている、リスクコミュニケーションの中でのメディアの仕事といえますか、それから一般の方々との反応についてのコメントといえますか、そういったところについて少しお話をしたいと思えます。

私自身は、やはりメディアはこのリスクコミュニケーションというものを通して、食の供給者と食べる人との距離をなるべく短くする、縮めるという努力をするべきではないかと考えています。最近の新聞なりテレビも同じですが、皆さんかなり印象的にごらんになっているのは、アメリカのBSEの発生で、いろいろな影響があるわけですがけれども、特に牛丼が消えるということが大ニュースなわけですね。テレビの中には、牛丼屋さん最後の店の生中継をやるという(笑)。私は実は先週は日本にいないで、帰ってきてそういう状況を拝見して、いささかびっくりしたのですが、確かにそれは食品産業の中でも、牛丼や焼き肉屋さんなどへの影響は大きいです。それはもちろん大きいに決まっていますが、どうもいろいろな情報の提供を見ていると、そこに少し偏り過ぎているのではないかなというのが私の印象です。

実は、牛丼の供給が止まるというのは一つの物語の入り口であって、今、関澤先生も少しおっしゃいましたけれども、日本の食というものが今どういう状況に置かれているのかということをもまず認識をしたうえで、メディアは動くべきではないのだろうかということが一つです。

そういう時に、ですからなぜそこまで話が進んでいかないのかというのは、私がメディ

アの出身であるために特にそう強く思うのか、あるいはそれだけに言いやすいのかも分かりませんが、そういうことについてあまり勉強していないかたが比較的多いということ。

それからもう一つは、どうもそういう日本の食の在り方や何かについて、言ってみれば、より掘り下げた情報提供をすることが必ずしも受けない。それでは新聞の紙面として魅力が訴えられない。テレビでいえば、こんなものは見向きもされない、視聴率にならないというような、どうもそういう意識があるのではないかという気がします。

もう一方から考えれば、メディアについてはいろいろ批判はあるにしても、いちばん消費者の方々が情報を受けるそのもとというのは、実は大学の先生でもなく、行政のかたでもない、実はそのメディアなのです。メディアがその窓口になって、皆さんの消費者に対しての情報提供をしているわけです。ですから、そういった意識を持って、そしてその根底には、とにかく食の供給者と食べる人との距離をやはりできるだけ縮めていくというような意識を持って活動することが非常に大事なことではないかと思います。

以上でございます。

(寺田) どうもありがとうございました。

次は金子先生なのですが、金子先生は専門はヒトのCDJ(クロイツフェルト・ヤコブ病)プリオンの病気で、牛のBSEが怖いというのは、結局は人にうつる可能性があるかどうかということが問題で、そういう面で私どものプリオン専門調査会の座長代理をやってくださっています。ヒトのCDJという病気があり、その大きなグループの中での話をいろいろ考えておられます。その点も含めましてどうでしょうか。

(金子) 私は、ほかの先生がたと違って、リスクコミュニケーションに関してはスペシャリストではありません。ただ、今の長官のお話を伺って、やはり非常にインプレッシブ、中でも言われたように、エシックス(倫理)あるいは社会、あるいは文化といったそのバックグラウンドが違うコミュニティにおいては、恐らく全く同じ手法は取れないとは思いますが、今日お話しいただいた点というのは、基本的には非常に重要だろうと思います。

コミュニケーションというものを個人的に考えてみますと、つまり人、ヒューマン・コミュニケーションも含めて、動物とのコミュニケーションもそうだと思うのですが、非常に素人っぽい話になってしまいますけれども、やはり相互の信頼というものがいちばん大事なのだろうと。相手を信じなければ、何を伝えようとしても恐らく信じてもらえない。信頼関係を築くというのは、それほど簡単なものではない。やはり息の長い取り組みで、決してその相手におもねることも必要ではないでしょうし、ご機嫌を取ることも必要ない。やはりこの委員会は信頼できるなということを、国民の皆さんにどうやって思っていたかというか、まじめに取り組むことが唯一なのではないかなと思います。

(寺田) どうもありがとうございました。

おっしゃるとおりで、そのコンフィデンス(信頼)をとにかく勝ち取るということは、私どもの委員会の本当に大事な問題で、これは地道にやっていくより仕方がないということです。これは金子先生などとよく話している問題です。それはそれとして、今、最初に小沢さんが、VWAの組織の中で、消費者が参加をするための仕組みなど、そういうことをどのようにやっておられるのかという質問がありました。

それから、先ほど聞きました、もしくは間違っていたら訂正してほしいのですが、VWAには2600人ぐらいいらっしゃるということで、だからインスペクションもサーベイランスもやっているということです。わたしどものところと少しその点が、アセスメントだけでマネジメントは厚生労働省、農水省に任せ、インスペクションも大部分のところはそちらに任せて、私どものところはどちらかというモニターをやっているということです。インスペクションとサーベイランスと少し違う立場であるということなのですが、それも含めまして、今の小沢さんの質問や、今お聞きになった話で、デ・レーウさん、いかがでしょう。あるいは感想やお答えでも結構ですが、頂ければありがたいと思います。

(デ・レーウ) 寺田先生、ありがとうございました。

まず最初に一言、私どもはどのようにして消費者、あるいは消費者団体をオランダで関与させているかということについて、一言私どもの組織の話をしたしたいと思います。

ここで区別しなければいけないことがあります。それは、我々は個別の消費者の意見を取り込もうとしているのですが、それもリスク評価の一環ですし、私どもの仕事の一環としてももちろんやっています。例えば調査もやるし、研究もやるし、意見を取り入れたりします。

シンクタンクの機能が私どもの組織にあると申し上げました。この組織内のシンクタンクは、科学者・研究者などで構成されています。そこで、非常に個別の消費者の行動研究などもやっているのです。そういった形で、私たちは個別の消費者の行動について判断をします。

他のこととしては、消費者団体との対応です。これは利害関係者、ステークホルダー・ダイアログという対話があり、消費者団体などもそこに入っています。生産者団体もそうですが、そこで異なるイニシアティブを取る場合、異なるテーマごとにそうした消費者団体などの参加を仰ぐわけです。また、ステークホルダー・ダイアログ以外にもいろいろな場があります。

それから第3点としては、将来の仕事の一つとして考慮したいのは、異なる社会のグループの人達のことも考えようということです。高齢者や乳幼児などです。例えば具体的な年齢グループを各社会の構成要因として見て意見を取り入れるというようなことです。

例えば残渣物の問題があります。オランダには、今例えばこのような指導監督で350ステーションあります。EUの中でもいろいろな物質が検討対象になっていますが、様々な

物質を検討して、その数が増えていく、その分析も大変な作業になります。

そこで再定義が必要なのは、ゼロ・トレランスという言葉の定義をする。ゼロというのは何なのでしょう。決してゼロではないと思うのです。それを背景で常に考えてみます。まずパブリック・ヘルスが大事ですから、公衆衛生を第一義に考えていろいろ考えます。そのときには、異なる団体、例えば消費者団体や赤ちゃん団体など、いろいろな人のことを考えます。三つめの見方というのは、消費者あるいは消費者団体という見方といえるでしょう。

それから第2点として申し上げておきたいことは、最後の発言したかた、例えば倫理や社会や文化的背景など、その違いがあるということです。これは日本とオランダの間では随分違う背景はあると思います。しかし、いろいろこうした仕事をよく考えれば考えるほど、私としては、方法、そして対応法、扱う国別の違う方法、それは実は同じ方法でできるのではないかという気がますますするようになりました。

そこで、私が聞きたいのは、ではどうして文化的な人の背景といったものをリスク評価、リスクコミュニケーション、リスク管理に入れていくのか。このやり方、対応としては、国によっても同じにできると思います。もちろん中身の個別の要素は違うけれども、基本的には同じではないかということです。これも面白い点だと思います。これをお互いに学べるからです。違った科学者からもお互いに学び合えるでしょう。

そこで、科学者もシンクタンクにたくさんかかわっていますし、リスクコミュニケーションにも関与しています。このように、信頼醸成と、そして信任を得ることが重要です。オランダではかなり、75%以上の国民が政府を信じているという信頼度が高いのです。食品の安全に関して、国民は高い信頼を置いてくれています。ですから、病気や何かの事象が起こるということもありますが、短期的に信任が落ちたとしても、それはすぐ終わります。オランダではそういう状況があるのです。

あと2点ですが、同僚のフベルスさんの方からおっしゃってくれると思いますので、追加の言葉をお願いしたいと思います。

(フベルス) 私はリスクコミュニケーションについてはあまり申し上げません。これは新しいもので、それぞれから学び合わなければなりません。オランダ、アメリカ、日本、どの国においても、消費者とコミュニケーションするのは大変であると思います。

信頼性ということについて考えたいと思います。これは透明性が必要です。また、きちんと本音を言う、それから言ったことを必ずやっていかなければならない。ゼロ・トレランスと言ったら絶対ゼロ・トレランスにしなければだめなわけです。そうでないと政府は信頼を失ってしまいます。

結局のところ、最終的にきちんと取り締まり、執行するのは政府ということになります。ですから、まず最初にきちんとしたアニュアル・プランを持って、そして消費者に来年はこれこれこうやる時きちんと公表する。そしてきちんとした仕事をしたか、メッセージを

きちんと伝えていく。そして、消費者の期待に応えていく。リスクコミュニケーションはそういったことも含めていると思います。コミュニケーションをしなければ、きちんとした執行もありえないということになります。

もしも安全ではない食品があったら、何から守れるでしょうか。それは法の執行があって初めてできるわけです。戦略的なトライアングルの話がありましたが、そこにも法の執行はありました。私達のところには、執行とリスクコミュニケーション、リスクアセスメントが重なってトライアングルになっています。この三つを組み合わせない限り、それぞれの個人との信頼を醸成できないと考えたので、この三つの柱になっているのです。

(寺田) エンフォースメントの話になってきますと、これは日本の組織の中ではどちらかという管理側、マネジメントサイドになるということなのですが、外口さん、あるいは姫田さん、何かコメントはございますか。

食品安全委員会はアセスメントと分けているとは言いながら、マネジメントとはクロスする部分は持っているのです。しかし、私達のところには特別な事態が起きない限り、そのエンフォースメントは通常やりません。管理側が間違っただけをやっていて公の場できちっとした意見を言いますが、私達のところでは、そういう検疫だとか、衛生状態が悪いとか、店へ入って行ってそれをストップさせるなどということはやらないわけですが、どうですか。

(外口) 先ほどは、トータルではやっていることは日本と同じだと思うのですが、それぞれの役割分担が少し違うようだというようなお話でした。

それで、一つコメントというより、できれば教えていただきたいのですが、このVWAの組織を作ってから、従来の農業省や、日本でいう厚生省、健康担当の組織のビヘイビアがどう変わって、それに対して消費者はどのような意識を持っているかということがもし分かれば、教えていただきたいと思うのですが。

(寺田) いかがでしょうか。

(姫田) すみません、いいですか。

(寺田) はい、どうぞ。

(姫田) 今のお話も含めてですが、私どもの国では、多分三つのリスク管理と評価の分担が、オランダと少し違うように感じています。

ただ、リスクコミュニケーションという意味では、今私どもも始まって半年余りなので模索しているところはかなりありますが、どちらかという、食品安全委員会と厚生労働

省、そして農林水産省、ここに書いてあるとおり、今日も3省で合同でやっているというような形で、リスクコミュニケーションについてはむしろ一緒にやっっていこうというような動きを取っています。そういうこともオランダではどのようにやっておられるかということも含めてお聞きできればと思います。

(デ・レーウ) 議長、ありがとうございます。

責任分担ですが、VWAがどの部分の担当になるかということ、最初は厚生労働省に係るところがうちの担当で、そしてそのあと新しく組閣が行われ、今年の5月以降、農業省がうちの所管の官庁となりました。VWAはどこに属するのかというのはそういうことになります。

ただ、どこが所管かということは関係ありません。何か必要があればいろいろなものを提供するという、それだけのことです。

私たちの仕事の中身からの関係が非常に重要です。私たちのお金は、実は厚生省から大半が来ているのです。厚生省の仕事が多く、70%の資金は厚生省から来ている。それから農業省からも来ています。そして、例えば食肉の検査など、そういった部分は農業省にかかわりがあります。

それから二つめですが、私たちは独立した機関です。そして独立した庁になっています。ですから、いろいろな省庁とある距離を置いています。

それから三つめですが、特別な法律が作られています。そして、私たちの仕事というのは、リスクアセスメントを科学的根拠に基づいてやらなければならない。法律以上に強いものはないと思うのですが、その法律をベースにしています。そして、議会のほうでもきちんとモニターをしていますけれども、私たちの仕事は絶対に独立性を持たなければなりません。特に科学ベースのリスクアセスメントは完全に独立性が必要です。ですから、この三つが組織の非常に重要な特徴となっています。

農業省、それから厚生省との関連の話も今少ししました。そして、そのようなことがありますので、私たちの組織がどこの所管かというのはあまり関係ないわけです。どこに属していても、プロフェッショナルに独立してやる以外ありません。そして、社会に対して責任を持つ、消費者に対して責任を持つのが私たちの仕事です。消費者の信頼かつ公衆衛生を確保するというのが私たちの重要な仕事です。

そして、私たちがきちんと仕事をしなかったら、もう権威的な機関ではなくなってしまう。

(寺田) 小沢さん、先ほどの消費者の参加など、そういうことはトランスペアレンスと並んで、このリスク分析のところではいちばん大事なところだと思うのですが、先ほどのお答えでよろしかったですか。ちょっと違いますか。

(小沢) 仕組みとしてはいろいろな形が各団体ごとにあるということでお返事いただきましたので、大体は分かったのですが、具体的にどうなっているのかというところがいま一つよく分からなかったのです。

(寺田) 例えばこのVWAの中に、消費者の代表のかたが委員あるいはエンプロイーとして入っているかどうか、特別消費者から公募したとか、そういうことをやっておられるかどうか、どういう形で消費者の意見を入れているかということだろうと思います。

(デ・レーウ) 正式な形で、生産者であれ、消費者であれ、その代表ということで私たちの組織に入っているという人はいないのです。ただ、消費者に関する知識、消費者団体に関する知識のある人が組織の中にはいます。VWAで働いている人達の中に、そのような知識を持っている人はいるけれども、消費者代表という形で入っているわけではありません。

オランダは大きな国ではありません。ですから、いろいろな組織との関係、距離というのは非常に短いのです。毎週いろいろな機会をとらえて、例えばいろいろな団体の人と会ったりするということがあります。

そして、消費者の組織の代表の人は、あまりオランダにはその数はなく、大きな団体の一つで小さいものが幾つかあるだけなのですが、そういった人達がいろいろなリスクコミュニケーションの仕事にかかわります。例えばステークホルダー・ダイアログに来る、それから動物の飼料の問題やリスクアセスメント、また、もうすぐステークホルダー・ダイアログが例えばそういったトピックで行われて、そして消費者の代表がそれに入ってくるということはあります。

フベルスさんのほうから少し追加をしてください。

(フベルス) 無理やりコミュニケーションに参加させることはできません。2ウェイでなければならないけれども、無理やりやってはだめなので、ですから消費者にただ話しかけて、消費者の話を聞かないというのは問題です。

リスクアセスメントの分野ですが、私たちのアニュアル・レポートの草案を出し、それから私たちの年間計画に対しても消費者団体に出して意見を聞きます。例えば、年間の仕事でもっとこういうことをやったほうがいいのではないかというような意見を聞くことはあります。

そして、厚生省とのいろいろな仕事もありますが、消費者団体のいろいろな仕事、例えば私たちのラボ(研究所)のキャパシティを使ってさまざまなサンプリングを行い、その検査をするというようなこともあります。5~6年ぐらい前にそういったことをやるようになり、厚生省が一部費用を出してくれるようになっていきます。

ですから、これも私達がやっていることの透明性を増すための一つの方法と考えられる

と思います。

(寺田) 話は変わりました、山本さんが本当のリスクと、デ・レーウさんがパーセプションということを言われました。このギャップをできるだけ狭めていくのが、リスクコミュニケーションが大きな役割をする一つであるということだろうというように山本さんの発言も聞きましたけれども、企業のこと、日本でも時々そういう安全確保のうえでの企業の活動が問題になることがあるのですが、ヨーロッパでは企業の法令の遵守状況ということに関してはいかがでしょう。あるいは、デ・レーウさんの機関が法令の遵守に関してどういう役割をしているのかということですが、いかがでしょう。

(フベルス) 最初の質問はどの法律のことをおっしゃっているのでしょうか。法の遵守といってもいろいろありますが、どの法律でしょうか。

(寺田) 企業が法律を遵守するかどうかを、遵守させるというと少し傲慢な言い方ですが、遵守するように、どのような役割を行っているか、あるいはどういう方法でやっているかということをお聞きしたかったのですが。

(フベルス) 実際私達は、デ・レーウさんも今日スピーチでおっしゃったとおり、例えば企業に対しての対応措置があり、どのように違反があったかということで、最終的な罰則はその会社自体の仕事を辞めさせること、廃業させるということです。そして起訴したりします。必ずしもそういったことを頻繁にやる必要はありません。罰金があるのです。罰金で十分ですから、通常罰金を科せれば大体法律に従ってくれます。

それからデ・レーウ長官がおっしゃったように、我々が今検討中なのは、我々のシステムで、取締り執行制度をもっと透明性を持たせようとしています。ですから、数年以内に多分違反者の名前を公表する予定です。これに関してはいろいろ賛否両論ありますが、例えば違反者の名前を公表する可能性を検討中です。一番いい形はどうしたらいいか、とにかく公表したいと思います。

しかし、消費者から強い需要があります。こうした違反者の名前を公表せよと言っています。重篤な違反をしたような人達、そして繰り返し不法行為をする人達に関しては、罰金でもそうですけれども、それだけではだめだと。継続して法律違反をするような人はもっと厳しくという声が高まっています。それも一助になるでしょう。そうすればもっと執行力が高まって、法律を守らせることができるでしょう。このような対応がエスカレート型で厳しく厳罰化するということが重要だと思います。そうすれば規則を守ってくれるでしょう。そうしないと、きちっとこの秩序が達成できないと思います。

(レーウ) もう一言追加したいと思います。そのお話の一部ですが、この品質の質、民

間部分の質のシステムと、それを我々の品質管理のシステムのコントロールとの関係ですが、私どもの役所としての責任について、これは官の立場から見ますと、まず指導・監督をするということです。

我々は資格認定ということ、民間部門の品質管理に関してはやっていません。その部分は民間が自主的にやることで、我々は最低基準だけを設けていき、そして欧州の国レベルでいろいろな法律があって、品質管理についての規制が導入されています。ですから、多分民間部門がこの品質保証をどのようにやってコントロールしているかということを考えて記録して注記する。それを考慮するわけです。そして我々のシステムでこの指導・監督をします。例えば毎週そのレストランに査察をするなどしています。そして実際の検査をしています。これをうまくやっていたら、その会社、レストランはもう年1回で済むというような形をしていますから。

しかし、民間の品質を承認ということではありません。時には何か承認をいただけないかという要請が出てきますが、我々としては、基準があるのだからこれを見なさいということです。ボルさんがおっしゃったような感じです。

今、一般食糧法というものが、欧州レベルで非常に多くの義務が民間部門に課せられています。これは、例えば自らの制度をこれから2～3年以内に導入しなければいけないということになっています。例えばリコール・システムなどいろいろあって、何時間以内にリコールせよなど、いろいろな規定が非常に厳しく出てくる。これは有益でしょう。民間における品質のシステムも、それでヨーロッパ全体で、オランダでも改善されると思います。ですから、実際そういった動きがもうあるということです。EUの加盟国の政府の責任と民間部門の責任の分担はそういう形になっています。

(寺田) パネリストの中でどなたか。

はい、どうぞ。

(関澤) わたしはデ・レーウさんのお話を伺って、冒頭非常に印象深く思ったのは、農業生産額でしょうか、世界で3番めというお話をされて、いろいろ豚の数や牛の数を紹介されました。私は、オランダは日本と同じように非常に国土の狭い国で、にもかかわらず技術力は高く、国民全般の知識のレベルも高い国だと思います。

私達は食糧生産をだんだん外国に頼るようになってきていますが、オランダ、またほかの西ドイツ、イギリスもそうですけれども、自分の国の食糧は自分のところで作るという政策を取りつつあるように聞いています。そうしますと、私は食の安全というのはトータルで考える必要があるのではないかということ、最初に申し上げたわけですが、オランダで自分たちの食糧を自分たちで供給するという点について、どのようにコンセンサスを得られて築いてきたのかということ。

それから2番めに、GMOの遺伝子組換え食品のことについて、ヨーロッパは慎重な態

度を取っておられるのですが、にもかかわらず、科学的にコンセンサスを広めようとしておられるような話を伺ったと思います。そのコンセンサス形成について、どのような進め方をされているか、その2点について教えていただけたらと思います。

(デ・レーウ) まず先にGMOについて申し上げます。私どもVWAとして、二つの仕事があります。一つは、これは欧州共通政策ということですが、GMOの導入の可能性ということで、0.9という数値をGMOに関して導入していますけれども、これは非常に難しいと。方法論として、コントロールとして、分析も大変です。0.08とか0.9とか1とか、非常に細かい数字の管理は難しいと思います。

しかし、今、立法化に入っているところです。これは欧州レベルでの立法化の過程があるわけです。ですから、可能性も出てくるでしょう。分析法に関しても、例えば遵守の部分もそこに入ってくると思いますが、それは徐々に導入されます。

第2点、情報を提供する任務もあるということです。それもやっていきます。

第3点として、まずこれで区別しなければいけないのは、GMOの記述と食糧安全のところと、それからもう一つはGMOにおいて遺伝的な多様性等が失われる、その問題のところについて、別に分けて考える必要があります。ヨーロッパでは非常に、第2部のところに懸念が高いわけです。つまり、遺伝の喪失などというところの環境問題の注意のほうが大きいわけです。ですが、食品安全ではなくGMO関連では、ヨーロッパは環境のほうに危惧しているということです。科学者、そして食品安全の部門では、GMOというのは真の食糧安全リスクとはなかなか思っていない。

ですから、むしろ環境関係の懸念がGMO絡みで高いということです。遺伝的な可能性が失われるなど、そういうことです。ですから、やはり大事なことは、今ヨーロッパではこのような動きが強まっています。つまり、意識高揚ということで、この二つの問題は切り離そうということです。GMO審議の二つの側面を切り離そうという動きが高まっているということを指摘しておきたいと思います。

(関澤) もう一つの質問は、オランダが非常にリッチな農業生産国であるということをおわたしはある意味で驚嘆を感じたのですが、私達も「地産地消」という言葉が日本で最近いわれていますけれども、自分達の食べ物は身近で作っていくことが本当は安全ではないかという考え方もあり、オランダやヨーロッパの先進国が農業保護についてどのように国民の間でコンセンサスを作ってきたかということに、もしコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

(デ・レーウ) 今、ヨーロッパレベルでは議論が進行中で、共通農業政策、それから経済関連のディスカッションも行われています。また、公衆衛生、食品安全、さまざまなスタンダードとも関連のあるディスカッションが行われています。そして、そのスタンダー

ドを満たしながら、どうやってうまく生産が行えるかといったディスカッションが行われています。

また、ヨーロッパでは地元で生産ができるように、文化なども考えながら生産ができるようにということで、補助金なども支払われています。ただ、これはヨーロッパレベルでパッケージディールで行われています。そして、全体的にこれだけのお金があり、それがどのように配分されるかということは、ヨーロッパレベルでの経済性の問題なども配慮されます。

それから、地域、そしてローカルレベルで考えられるレベルもあります。これはオランダだけの問題ではなく、ヨーロッパ全体の農業政策としてとらえていかなければならない。そしてオランダもそこに参加をしながら、形成をしようとしています。

VWAとしては、これについては何らVWAとしての公式な見解はありません。これはもう政治の話ですから。

(寺田) 例えばEFSA、ヨーロッパ・ユニオンとの関係など、そういうことをいろいろお聞きしたいのですが、時間がないので、こういうリスクコミュニケーションの場ということは、ヨーロッパでやられる場合には、ヨーロッパ・ユニオンの中で全体としてやられるのか、ナショナル・レベルでやるのですか。ヨーロッパ全体はもうそれは例えばアセスメントに関してはEFSAに任せてしまおうとか、何かそういう割り切り方があるのですか。

(デ・レーウ) 皆さんの食品安全委員会が1年経過して、私たちは設立して2年経過しています。そして、EFSAはその間で1年半の歴史ということで、今発展の過程であると思います。

EFSAがヨーロッパレベルでより多くの仕事をやってもらったほうがよりよいと思います。リサーチも、それからリスクアセスメントも、私達もかかわることはかわり、いろいろなディスカッションに参加をし、そしてEFSAの枠組みの中でいろいろ活動し、その結果を私達ももらっていきます。

リスクコミュニケーションも然りです。ただ、それぞれの個々の加盟国の中で、ほかの、例えばEFSAのスピードよりも先に進んでいるところもあります。ですから、EFSAが追いつくまで待つことはしない。私達も行けるところは先に行ってしまう。そして参加すべきことは参加する。

お金も然りです。どこの国も同じことをやって重複するというのはいいことではありません。リサーチも、個別の国で別個にやるということになると非常にお金がかかりますので、ヨーロッパレベルでEFSAの枠組みの中でまとめてやったほうが経済的です。ですから、EFSAの発展のために、私達もかなり投資をしています。リスクアセスメント、リスクコミュニケーション双方の分野からEFSAにはかなりお金を出しています。

(寺田) もっといろいろと聞きたいことがあったと思いますが、パネルディスカッションというよりも、デ・レーウさんにいろいろなことを聞くとか、どうもそのようなことになって、大変申し訳なかったのですが、これでパネルディスカッションの部分は終わらせていただきます。どうもご静聴ありがとうございました(拍手)。

(司会) 寺田委員長、どうもありがとうございました。

熱心に議論を展開していただきましたパネリストの皆様、いろいろと熱心にお話をいただきましたデ・レーウ長官、皆様にごどうもう一度大きな拍手をお送りいただけますでしょうか。お願いいたします(拍手)。ありがとうございました。

#### (5) 会場との意見交換

(司会) それでは、ここで会場との意見交換に入らせていただきたいと思います。ただいまから、会場内でご質問のございます皆様には、挙手をして私に知らせていただきまして、私から指名をさせていただきたいと思います。その際には、お名前と同時に、できればご所属もおっしゃっていただきまして、ご質問、どなたにお答えいただきたいのかということもお知らせください。

それでは、皆様の中でご質問のございます方、いらっしゃいましたら。

では、いちばん最初に手を挙げていただきました、中央の後ろのほうですね。男性のお客様、ではマイクをお持ちいたしますので、マイクでご質問をお願いいたします。

(Q1) 質問はオランダの方をお願いしたいと思います。私は内閣府の食品安全委員会のモニターをやっております。

今いろいろなことを考えているのですが、先ほどのお話で、大体オランダと日本とだいぶ様子が違うと思うのです。一例を、実際のことを言いますと、去年のクリスマス・イブの時ですが、ちょうどその前に鳥のウイルスのことがあり、スーパーマーケットや店屋では一体どういう鶏肉を扱っているかということ、私はちょっとのぞいてみたことがあるのです。

そうしましたら、地鶏あるいは産出が不明というものと、もう一つはそれを揚げて机の上に並べて売っているものと3か所ありまして、皆さんどちらを買うのかなと思って見ていましたら、一番よく買うのは地鶏のほうです。地鶏でももの生のものをいちばん買うわけです。一番売れていないのは、焼いてちゃんとすぐ食べられるようにしたものです。これはほとんどの人が買っていないのです。こういう状態で、先ほどのオランダの状況とだいぶ違うのではないかと。

しかし、オランダのほうは、これは私の考えですが、だいぶ前はヨーロッパで農薬を一

番たくさん使っていたはずなのです。日本も食糧不足でいわゆる農薬を非常に多用した時期があります。それで、今アンケートを取ってみますと、農薬が一番リスクが大きいと、食品の一番心配なものは農薬の残留だといわれています。約5割のかたがそういう考えを持っておられます。

それで、私はひところ農薬もやっていましたので、一応その考えが、誤りではないけれども、このようにして一生懸命農薬は安全にしたのだと、それから残留はこのようにありませんということで、いろいろ説明してきたのですが、結局は、現在5割以上の方が農薬は危険だと。

オランダもかつては農薬を非常にたくさん使っています。チューリップなどの栽培で恐らくたくさん使ったと思うのです。政府も計画を立てて何年後には半分に減らすとか、また何年後にはその半分にするというので、盛んにやられたと思います。それからドイツあたりでは、東ドイツではBHCをたくさん使って・・・。

(寺田) 申し訳ございません、時間が限られており、簡潔にやってください。どうもすみません。

(Q1) ではもう簡単に。

それからもう一つ、チーズをオランダで買おうと思いましたが、たくさんあるのです。いっぱいあります。青い色をしたものや黄色い色をしたものがたくさんあり、どれを買おうかなと思ったけれども、分からない。それで、果たしてそういう毒性のカビはどうなのかと、日本人は海外に行きますと大抵下痢をしますので、そういうことで教えていただけましたらと思います。簡単ですが(笑)。

(司会) では、お客様、すみません、デ・レーウ長官とフベルス局長、どちらにお答えいただけますでしょうか。

(Q1) どちらでも結構です。

(司会) では、デ・レーウ長官、お願いいたします。

(デ・レーウ) とても長い質問で、いろいろ申し上げなければならぬかと思いますが、フベルスさんのほうからも何かコメントがあるかも分かりません。

まず最初にはっきりさせておきたいと思います。鳥インフルエンザは去年オランダで起こりまして、今年はアジアに来ています。そして、鳥インフルエンザの発生国のものは安全かどうか、そしてオランダですが、その間2か月ぐらいですけれども、鳥を売買したり、それから輸出をしたりということはもう不可能であると。ですから、非常にはっきりと政

策してあり、そういった発生国からのものは輸入をしない。また、VWAとしても、きちんとアセスメントを行い、そしてきちんとモニターしていかなければならないと思っています。

それから、残留農薬など、農薬の問題ですが、私のスピーチの中でもこれについては少し触れました。また、そのあとの質問でも少し出ました。そして、その時には言いませんでしたが、残留農薬基準に加えて、RfDというものを使っています。これは何かというと、より毒性の高い残留農薬の基準であり、こちらのほうがより厳しくなっています。MRLのレベルよりもさらに厳しい基準があります。ですから、これについてもどのような物質かというようなことについて、厳しい規制が行われています。

それから、ゼロ・トラレンスとは一体何かというのは、もっと明確な定義が必要になってきたと思います。残りはフベルスさんにお願ひしましょう。

(フベルス) 一般的な話になりますが、農薬の話をしたいと思います。長期的な我々のビジョンとして、消費者の教育を行うことを考えています。オランダでも同じで、多くの消費者が農薬を心配しています。でも、科学者の目から見ますと、生物に対する脅威のほうがもっと多い。そして、化学物質で生かしてもらっている人のほうが、死んでいる人よりも多いということも事実です。

ですから、いろいろ分析をしまして、非常に低レベルの残留農薬を調べたりしていますが、農薬の残留によって病気になったとか、死んだ人はもういません。でも、これはやはり世界的に大きな問題になっています。バイオロジカル・ハザードのほうが、ですからキャンピロバクターのようなもののほうが、より大きな脅威になっています。

ですから、リスクコミュニケーションの非常に重要なパートとして、一般大衆のこういった意識を変えていかなければならないと思っています。そして、化学物質のリスクについては、バランスの取れた理解が得られるようにしたいと思います。

それからチーズのカビの話ですが、チーズのカビが問題なのでしょうか。チーズのカビがちょっと抵抗があるようですが、ナタマイシンというのは抗生物質であり、オランダやEUの法律では許しているものです。これは後でカビの害がないようにというのですが、チーズはケミカルを使ったほうがより安全な状態になるようなものもできています。ですから、化学物質はこういったチーズにも適用されることがあり、化学物質は人を守る役割のほうが多いということを言いたいと思います。

それから、今いろいろ農業部門の話が出ましたが、農薬の使用、オランダの統計を見てもみますと、非常に急激に減ってきています。ここ10年間の間に農薬の使用は急激に減りました。ですから、より有機的な農業が増えてきているといえます。より生物学的な農業、有機農法がより普及していると思います。また、有機農法と従来の中間に来ようような農業も増えてきています。50年代、60年代と比べてみますと、今はそういった農薬はあまり使われないようになってきています。

(司会) ということで、よろしいでしょうか。

(Q1) どうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

では、続きまして、ご質問のございます会場内のかた、いらっしゃいましたら手を挙げていただけますでしょうか。

では、先に手が挙がりました、先ほどのお客様からずっと横に進んだところの、スーツを着た男性のお客様、お願いいたします。

(Q2) Japan Chemical Safety Institute (化学品安全管理研究所) の大島です。

化学物質に関しましては、オランダはEUの中でもリスク管理の基準が厳しいと私は受け止めていますが、最初のお話で、オランダは食品の輸出が非常に多いとお聞きしたのですけれども、EUの国内、あるいは特に海外に食品を輸出する場合に、市民のリスクの受容度は差があるのかどうか、あるいは日本について厳しすぎると、あるいはオランダと同じだとか、そのようなご感想がございましたらお伺いしたいと思います。

(司会) では、フベルス局長、お願いします。

(フベルス) はい。この問題ですが、食品をオランダで作るときには、オランダの基準を満たすことがまず必要です。ですから、違った基準というものは絶対適用しません。我々が作るものは一つの基準に合致しています。これは欧州基準です。ですから、すべて輸出されるものは、最低要件としてEUとオランダの基準はもう満たしています。

時には、各国でもっと厳しい要求をしてることがあります。しかし、これはEU諸国でない国ならそういうことを要求してくるでしょう。EUの法律に縛られない国で、厳しい要求でさらなる要求が課されることもあります。さらなるコントロールとか、あるいは需要などが輸入国から出ることもあるでしょう。しかし一方、すべては同じレベルでもうコントロールされて、一定の高い基準はもう満たしているということです。

二つめの点、質問の后者の部分ですが、これはハーモナイゼーションの欧州レベルでの必要性にかかわっているのではないのでしょうか。ご存じのように、連邦のような形でEUでさまざまな国が加盟国です。今は加盟国の数も増えています。今年の5月1日からは、ECの加盟国も増えていくと。そうすると、加盟国が皆同じ歴史を持っているわけではなく、ばらばらの歴史の過去があります。そこで重要なことはハーモナイゼーションで調和を取ることです。このような規則だけではないということです。

今、欧州でそういったレベルに達しましたけれども、いろいろなコントロール・システ

ムも整合性を取ろうとしています。最初におっしゃったとおりです。今、オランダでは最も厳しいリスクコントロールの基準をヨーロッパの中でも持っている、今おっしゃったとおりで、実はそうなのです。基準というよりは、これ自体はもうすでに欧州域内ではハーモナイゼーションされてきましたが、これから2～3年先に必要なのは、さらに違ったコントロール・システムにまで欧州レベルでもっと整合化を図る必要があります。その理解をしていくこと、そして要求を理解することが重要だと思います。

(司会) どうもありがとうございました。

では、先ほど2番目に手を挙げていらっしゃいましたそちらの男性のお客様。マイクがまいますので、少々お待ちください。

(Q3) \*フタツギ\*と申します。今日は大変貴重なお話やパネル討論を聞かせていただいて、大変勉強になりました。

私は、農業・農村の中でマーケティングを振興させながら地域振興を図っていこうと、農業を促進していこうという仕事をし、大学でも教えております。

二つ質問があります。一つは、関澤先生がお話しされかけたのですが、地産地消ということですが、私は実は子供の教育や体験など、そういうものがだんだん広がっていくことによって、消費者の意識、あるいは消費者が正しくいろいろなことを考える、そういうものがだんだんできていくのではないかと。それで、食の教育や、あるいは総合学習などということですが、その中にぜひこの食品の安全といいますか、そのようなものを基本的に理解できるような教育を小中の中に入れ込んでいったらどうかと。大人はいろいろなコミュニケーションをやってもなかなかうまくいかないのですが、せめて子供からしっかりそういったものを作って、50年、100年の計で、やはりこの問題を展開していったらどうかと思っています。その点についてお考えをお伺いしたい。

もう1点は、そういうことを含めて食品安全委員会というものが、きちっと評価をする、それからマネジメント、コミュニケーションがあるのですが、そしてその発足からの経過からいって、ある限られた枠の中でいろいろ研究をし、あるいは提言をなさるといふ枠組みですので、それは結構なのですが、今日オランダのケースも伺いますと、消費者研究とか、あるいはそういう文化、あるいはそういう非常に幅広い面の要素がここに絡んでくるということが示されているわけです。そういう問題を、食品安全委員会ではあまりそこまで行かないよと。ならば、厚生労働省や農林水産省、あるいは文部科学省など、そういう実際の省がそういうものを受けて、そして国民的な展開の中に生かしていくというような形になるのでしょうか。この2点、お伺いしたいと思います。

(寺田) 私のほうから答えさせていただきますと、食育の問題はおっしゃるとおり非常に大事だと思います。これは、私はもっと乱暴な言い方をして、そんな生ぬるいことでは

なく、中学校は別にしまして、高校の入学試験、大学の入学試験に食品の安全についてやったら、一挙に日本はぱっと勉強するとあちこちで言っているのです。学校で教えなくても試験に出ると言う、必ずみんなやりますから、それが一番早いのだろうと私は思っているのです。

もう一つは、プリンシプルは全くおっしゃるとおりだと思います。それから、食品安全委員会として、今リスクの、例えば残留農薬はどのぐらいだったらいいかとか、そういうことをずっとやっていて、かなりそういうことで時間がとられているのですが、7～8か月たってきましたし、今言われました分野の研究をするということは大切だと思います。食品の安全というのは、私個人の考えとしましては、純粋な自然科学ではありませんし、特にリスクコミュニケーションの場合は、やはり同じ科学でも人文社会科学をもっと入れてこなければいけないなと考えています。自然科学でも、非常に幅があって難しいですけども、やはり量的なリスク評価など、自然科学の分野では大切です。コミュニケーションのところはやはり人文社会科学のかたにもっともっと入ってきてもらうとか、そういう面での研究・調査をやってもらうのがよいと思っています。

ただ、今、去年の7月から走っているところに、鳥の話もそうですし、BSEのは来るし、ちょっと息を切らしながら、人数が、これは言い訳には全然ありませんが、一生懸命やってきたところです。大体軌道に乗り始めたので、そういうこともやっていかなければいけないなと考えています。

どうもありがとうございます。

(司会) 一番最初にご指名を頂きました関澤さん。

(関澤) 私もおっしゃるところには大変賛成です。特に、今、大人の方は中々変えられないということをおっしゃいまして、もう一人、前のかたが残留農薬の心配なかが5割以上ということもおっしゃいました。日本もオランダと同じように、そういう意味では農薬をたくさん使ってきましたが、現在は減らしてきて、安全なものに替わってきています。

私は、前に厚生省の研究機関にいたのですが、そこで残留農薬の基準を作る委員会にもお手伝いをさせていただいていました。実際の調査結果を簡単にご紹介します。そういったことをしないと、中々皆さん理解していただけないと思うからですが、例えば一生涯その農薬が残っているとされた作物を食べ続けても何も起こらないという基準として、一日許容摂取量というものを科学的に決めているわけです。これを基にして、すべての適用作物というか、その農薬を使っていいとされた作物に最大限、実験データからですが、残留があったと。例えば収穫20日前まで使っていい、この農薬が効果を表すためにはミニマムにこの量で使っていいというように基準を決めて、その範囲内で使ってもらった時に、最大残留したデータを取り、それを全部の農薬にその農薬が使われていて、かつ残ったと仮定しても、その一日許容摂取量を超えないように決めているわけです。先ほどおっしゃいま

したが、実際に厚生省でモニタリングをやって26万検体について残留農薬を調べたところ、その農薬が今の高感度の分析で検出されたのが、トータルの約1%前後です。さらに、基準値を超えたものはそのまた100分の1ぐらいのレベルです。

ということは、もし全部残留していたとして、一生涯食べ続けても、危険などに対してそのぐらいのレベルだろうということなのですが、皆さんがそれについてよく知らされていないという面が一つあると思います。

それから、そういったことをちゃんと教えない教育があったのではないかと思います。やはり、本当のところをきちんと教えていくということは非常に大事なことで、厚生省もいろいろ、少し腰が引けていたのかもしれませんが、何となくもごもごと言っていたので、皆さんが理解できなかったのかもしれませんが。どのようにモニタリングをしているかというプロセスをちゃんと説明して、その結果も知らせるということをデ・レーウさんはご自分の講演の中でおっしゃいましたが、それを私達はちゃんとやっていくべきではないかなと思っています。

(司会) 姫田さん、手が挙がりましたけれども。

(姫田) 食育について申し上げますと、現在の状況では、フードチェーン、それから栄養教育・安全教育について、小中学生だけではなく、国民全般にやっていこうというような食育基本法の案が自民党の中で検討されているということで、今現在27日までパブリック・コメントをかけられているという状況です。このまま行くと今国会に提出されるのではないかと思います。

(司会) ありがとうございます。

補足の説明もいただきながらご質問にお答えさせていただきましたが、\*フタツギ\*さん、いかがでしたでしょうか。

(Q3) どうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございます。

それでは、続いてご質問のございます会場内のかた、どなたかいらっしゃいましたら。

はい、後ろのほうの男性のお客様、手が挙がりました。では、お名前からお願いいたします。

(Q4) \*サクマケイチ\*と申します。三井物産という商社で働いております。

伺いたい点が、昨年12月24日にアメリカでBSEが出まして、私は自分の仕事にかかわることなので、非常に興味深くというか、真剣にいろいろな報道等を見ているのです

が、まず狂牛病という、どうも牛が立てないような映像が常に流れており、非常に不気味な感じを受けて、消費者には悪い影響を与えていると思います。一方で、例えば科学的にとか、統計的にとか、何か専門的な見地からの説明というものが消費者に対して全くされていないように感じています。

オランダでBSEが出たのかどうか私は記憶になくて、聞くのは恐縮なのですが、例えばオランダで出ていた場合には、どのようなリスクコミュニケーションの仕方があったのかということ为例として聞きたいのがまず1点。もう1点が、今後日本としてどのようなリスクコミュニケーションをこのBSEに関してやっていかれようとしているのか、お伺いしたいと思います。お願いします。

(司会) では、まず最初の質問から、デ・レーウ長官、お願いします。

(デ・レーウ) ありがとうございます。

何年か前のことになりますが、BSEが発生しました。その時には、非常に迅速に措置を執りました。これは動物の飼料にかかわる問題、それから屠殺場、そして対象のものについては処分をするというような措置が講じられました。

そして、そういった措置が執られたあと、BSEの個別のケースについて、直接社会に対してコミュニケーションをし、議会に対してもコミュニケーションをしました。それぞれの個別のBSEのケースについて、こういう状況であるという報告をし、こういう措置を執ったという内容を発表しました。また、全体としてどういう処置を執ったかという説明もしましたので、国民の信頼はかなり高くなりました。政府が執った措置のパッケージに対する信頼も高くなりました。したがって、それぞれ個別のBSE発生 of ケースについて、議会に報告をし、それからそれぞれの個別のケースについての報告も議会に出しています。ですから、現在はBSEの問題はオランダではそれほど大きな問題にはならなくなってきました。

最後のBSEが起きてからも多少たっており、いろいろと統計は取っていますけれども、BSEに関する問題の深刻さの受止め方というのは下がりつつあるように思います。

(フベルス) では、私のほうから、今何をやっているかということも含めて、もう少し細かくお話をしましょう。

まず、獣医師、それから食肉工場に対して気をつけるように、ですから症状を説明して、そういう牛がいらないかを調べるように、そして獣医師にも情報を出しました。畜産農家にも情報を出しました。EUでは飼料の禁止を行っていますが、先ほども言いましたけれども、法律がきちんと施行されているか、また法律がない場合には、それをきちんと整えていかなければなりません。そういう飼料を使わないようにという禁止をかけました。また、きちんとしたコントロールの方法を作り、そういった飼料が混ざらないようにしました。

それから、三つめとして、30 か月以降についてきちんとコントロールをしていく。動物が小さい段階だと、プリオンを検出できない。そして、検出できないということは、消費をしても害にはならないと。それだけの疾病が発生するほどのレベルにはならないからです。それがリスクアセスメントの結果です。

OIEというオフィスがありますが、そこが法規を作り、EUでも体制を整えています。デ・レーウ長官からも説明がありましたけれども、5年ぐらいの間にもうBSEの問題はなくなるのではないかと思います。イギリスでも、またヨーロッパ全体でも、発生は非常に少なくなっています。透明性、オープン、それからコミュニケーションを各BSEのケースについて発表していきましたので、政府がきちんと守ってくれていると思っていますし、私も消費者としてきちんと守られていると自分自身も思っています。

( 姫田 ) ほとんど同じような話になるかと思いますが、まず第1点として、我が国でBSEが起こった時のことということで、かなり情報の混乱、あるいは一部我々のミスが重なり、牛肉の消費が非常に下がったということ、そして我々政府なり、食品産業の安全に対しての信頼感が下がったと。そういうことを受けて今回BSE検討会というものが開かれ、その中で我々のミスを指摘されたことと、それからこの食品安全委員会が作られたということ、そして、厚生労働省あるいは農林水産省もそれぞれ組織を変えたということがあります。

それで、その中でBSEについては、BSEの管理について申し上げますと、いわゆるフィードチェーン(えさのチェーン)の中で完全に肉骨粉を焼却して、いわゆるフィードチェーンから外してしまうということ。そして、全頭のSRMの除去と全頭検査という二つの施策を行っているということで、消費者の皆さん方の安全の確保と安心を得たのではないかと考えております。

もちろんその中で、例えば先ほど\*サクマ\*さんがおっしゃった「狂牛病」という言葉を使わないでくださいとマスコミにも働きかけたり、映像もあのような消費者の心理を不安に陥れ立てるようなものは使わないでくださいということで、マスコミのかたにも理解していただいて、今は「BSE」という言葉を使っているということがあるかと思えます。

それから、あともう一つ、我々としてはさらに安心のほうを確保していくために、牛肉についての法律もできましたが、トレーサビリティということで、今、生産者段階ができましたが、今年の12月までには店頭で10けたの番号を携帯やインターネットのホームページに入れることによって、生産履歴が全部分かるようなシステムを確立していくということでの安心も図っていこうということです。

今、海外の話ということで、アメリカのBSEがご議論だろうと思いますが、やはりそういう経過もあって、国内の安全・安心が図られてきたわけですので、基本的に我が国と同じ対応を執っていただくということが、消費者の皆さん方の安全・安心を確立していく

という意味、あるいは政府に対する信頼感を強めていただくという意味で重要かと考えております。

(司会) ということでしたけれども、ほかに何か国内の問題、海外の問題でご意見のございますか、いらっしゃいますでしょうか。

はい、手が挙がっていましたが、女性のお客様、手が挙がりましたでしょうか。では、お名前からお願いいたします。

(Q5) \*三村\*と申します。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、消費者問題の専門家集団です。

食品安全委員会にお尋ねしたいのですが、私は長い間、食べ物ではないのでちょっと次元が下がってしまうのかも分かりませんが、ペットボトルが繊維になったり、プラスチック製品になったりすることに対して、環境問題から考えたり、資源のことを考えると、すごく不満に思っていました。ペットボトルはペットボトルとして使っていくべきではないかと思っていましたら、昨年の秋に、山口県のほうのある企業さんがボトル・トゥ・ボトルのリサイクルを開始されまして、工場を見せていただきました。

見てきましたら、回収されたペットボトルを完全に化学分子のところまで分解するというお話でしたので、これだったらもうペットボトルは何回もリサイクルできる、繊維だったら1回リサイクルすると終わりなのです。それができるということで、ずっと叫んできてよかったなと思ったのですが、ただ、消費者の立場からすると、本当に分子まで分解したら安全なのだろうかということが、すごく不安が残っていました。

そうしてましたら、割合最近の新聞で、食品安全委員会が評価するという記事を読みました。こういう形で食品安全委員会さんが評価もやっていただけのだったら、これはもう絶対に一日も早く世の中に出てきたらいいなと思っているのですが、再生されたボトルはバージンボトルと全く区別がつかないので、「再生ボトル使用」という表示はできないと工場では伺ってきたのです。

その辺のところでは食品安全委員会さんに伺いたいのは、現実に評価をやっていただく方向でスタートなさったのかどうか、もしなさったのであれば、いつごろ結論が出るのでしょうか。市場にそのボトルがどんどん出てきて区別がつかない、知らない間にそれを使っていた、後で問題があったなどということになるのは嫌ですので、その部分を、消費者としては不安ですので、ぜひお答えいただきたい。よろしく申し上げます。

(司会) では、寺田委員長、お願いいたします。

(寺田) 今、私ども専門調査会で審議をしております。けれども、その結果がどうなるかということは、いろいろ問題がまだまだあると思うのです。飲料水として使ったものが

そちらに行くのであれば、当然のことですが安全ですけれども、他のものに使ったものを再生して本当に大丈夫かとか、いろいろな問題がまだまだあると思いますので、それも多分本当に分子のレベルまで行けば、逆に言いますと、大変安全だと思いますが、そういうことも含めまして検討中です。

その結果がいつかということとは、普通一般に一つのを評価するのは、専門調査委員会を4回ぐらいやるのか、2～3週間に1回です。3か月から半年ぐらい。やはりかなり慎重にいろいろなデータを集めて、あるいは企業側にこのデータはどうなっているかということをもう1回もらったり、専門の先生がやられますので、そのぐらいかかるのではないかと考えています。

ですから、ラベルの話に関しましては、やはりその専門委員会の先生が必要ということであれば、当然そういう答えを出すと思います。評価を依頼してきましたのは、企業が厚生労働省に言って、厚生労働省から私どものところへこの評価をしてくれと来ています。私共が厚生労働省へお返しするときに、そういう注文をつけるならつけるという形になると思います。よろしいですか。

(司会) \*三村\*さん、いかがでしょうか。

(Q5) ありがとうございます。

(司会) ありがとうございます。

先ほど手を挙げていただいていた男性のお客様、そちら一番後ろの男性のかた、いきましよう。

(Q6) HACCPについてお伺いしたいと思っているのですが、私は上尾市から来ました、ISO等の第三者評価の評価委員及びコンサルティングをやっている者で、\*ワカシマ\*と申します。

先ほどのデ・レーウ長官の話ですと、国から基準を認定なりすることは少ないのだというような発言があって、オランダではHACCPの国の認証というのはどのように行われているのかどうかということです。

それと、厚生労働省、農林水産省に伺いたいのは、日本のHACCPが96年からできたわけですが、どうもあまり認定もそれほど進んでいないし、乳製品業界は進んで少しずつ増えていますけれども、今回アップデートするという形で更新制度も取り入れられたわけですが、どうも私は政府認証の有効性、あるいは民間に聞きますと、取るだけで終わりというような問題もあつたりします。認定ものというのは大体そのような雰囲気になってきているのですけれども、まずその2点についてご質問したいと思います。以上です。

(司会) それでは、フベルス局長、お願いします。

(フベルス) まず最初にH A C C Pについてお答えしたいと思います。私どもは一つH A C C Pシステムを持っていますが、しかしそれを中小企業向けと大企業向けに分けています。私どもは、中小企業にどう対応したか、例えば肉屋やパン屋など小さな食品業では、ジェネリック・コード・ベースのH A C C Pを使っています。つまり、各店ごとで自らH A C C Pプランを作らなくてもいいのです。そんなことは中小企業ではあまりにも技術的に大変ですから、小さなところでは無理でしょう。

産業界自体としても、いわゆるジェネリック・コード・プラクティスというコード規範を作りました。そのコード・プラクティス(コード規範)の要素ですが、H A C C Pの原則が取り込まれています。ですから、我々オランダの背景でやっていますが、例えばパン屋に関してのコード規範というのも作っており、これも成功しています。

例えば幾つか過去、ニュージーランドもそれをやっていますが、ほとんどの国は中小企業などをどうするかということで苦労しています。大企業は別にいいのです。オランダの大企業はもう完全にH A C C Pに対応しています。しかし、政府はH A C C Pシステムを少しも認証していません。認証は民間企業側でやっています。VWAはチェックだけをしています。正しいH A C C Pの分析がちゃんとされたかどうか、そして会社がちゃんとコントロールしているかを見届けるだけです。

しかし、一般的ではだめだということを指摘します。つまり、大企業であれば、個別のそこに合ったH A C C P計画を作れと指導します。ですから、H A C C Pプランを我々が認定するものではありません。これは民間企業がやるということになっています。

(司会) では、国内につきまして、外口さん、お願いします。

(外口) H A C C Pシステムで大事なものは、認証するかどうかということよりも、やはり業者による食品の安全性確保に向けた自主管理を促す仕組みであるということが大事だと思っています。

そういった中で、今回の食品衛生法の改正の中でも、従来はH A C C Pを承認したらもう承認したままだったのですが、更新制を導入し、3年ごとの更新になりますけれども、ずっと自主管理を自ら徹底してやっていただくという仕組みに変えています。

また、食品衛生管理者の設置が、H A C C Pシステムについては省略されていたのですが、それについても設置を義務化して、本当の意味での自主管理が進むようにという方向で法律を変えたところです。

H A C C Pシステムが根づいていくかどうかは、それがやはりこのシステムがあってよかったということに対して、事業者も消費者もそれに対して支持をしてくれることではないかと思っています。

(司会) ということで、\*ワカシマ\*さん、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、女性のお客様、お一人手が挙がっているようですので、そちら女性のかたのご質問をお受けしましょう。お名前からお願いいたします。

(Q7) 伊藤と申します。私は食の安全監視市民委員会というところで消費者運動をしている者です。

今までずっと質問をしないで待っていたのですが、と言いますのは、意見が提出されており、印刷物になっていますが、その2枚めの上から2番めの丸のところに、最後の行になります。「広く消費者・関係業者からのリスクの評価要請について受け付けるべきではないか」というご意見がございましたが、ご本人が質問されませんので、私はもう常にこういうことを考えていましたので、ご意見を聞かせていただきたいのですが、オランダのかたにお伺いしたいと思います。

今のところ、日本の法律では、これは理想的なのですが、リスクの評価の根拠となる試験を自らやらなければならないわけです。そうしますと、例えば消費者団体などは非常に実力不足で、自慢しているわけではありませんけれども、残念ですが、中々できません。そうしますと、現状ではおのずから使いたい企業が評価を申請するという形になっているわけです。

そうしますと、今までずっと私は安全委員会の傍聴をさせていただいているのですが、消費者から見てこんなこと、こんなもの要るのかなというものがたくさんあるわけです。例えば私が端的に感じたのは、例えば養殖業のタイやシャケを赤くピンクにきれいにするための飼料添加物を使うわけです。消費者からすればこんなものは要らないのではないかなと思っていたり、それから抗生物質を鶏の飼料に使う場合、あるデータによれば、鶏は少しも成長しないのに成長促進剤で使うとか、それから健康補助食品(サプリメント)ですが、これが本当に言っているような効果があるかどうか分からないのに安全評価をするというようなことへつながってくるわけです。

ですから、その辺の仕組みをもう一度考え直さないと、消費者としては、リスクコミュニケーションといわれて、「安全評価をしたよ」「安全だよ」と、「では使いなさい」「食べなさい」と言われても、中々そこが納得できないのではないかと思います。

できたら寺田委員長にもお答えいただけたらと思います。お願いします。

(司会) さて、どちらのご質問からいきましょう。

では、最初のご指名のデ・レーウ長官、お願いできますでしょうか。

(デ・レーウ) まず最初のところです。これは我々が消費者組織に対して限られた数の

予算しかないということで、あまりサンプルをちゃんとチェックできるような機会がないとか、そういった不満が消費者団体にあるというようなことだと思いますが、これは先ほどの、60年代に体操でメダルを取られた大臣もおっしゃっていましたが、消費者団体にも機会をいっぱい差し上げると彼女はおっしゃっていました。ですから、そういった可能性は今後さらに開けてくると思いますが、もちろんまだ限られていますし、やはりお金が非常に限られている、その予算の中でサンプルを全部取ってやるというのはなかなか難しいかと思えます。

それから第2の部分ですが、私のほうが質問に答えたほうがいいのでしょうか。私が質問をまとめて解釈して言いますと、安全かもしれないけれども、食品にあんなものを使ってほしくないというような趣旨をおっしゃりたかったのではないのでしょうか。幾ら安全性を試験した上でも、やはりそんなものを食品に入れてほしくないというような気持ちをおっしゃって質問されたのではないのですか。

(Q7) はい、そうです。

(デ・レーウ) オランダでもそういうディスカッションがあります。その製品は試験を受けた、検査を受けた、そしてリスクアセスメントも行った。そして答えはイエス、安全である。安全だとはいうけれども、でもそんなもの、安全であっても使うことに意味があるのかと消費者は思うということがあると思えます。

オランダの生産者を見ても、例えばいろいろな重要な薬品があります。そして、例えば養豚農家が承認された薬を使ったとします。そして、いろいろな化学物質を、もしもリスクアセスメントで問題ないと分かっている、使わないでほしいと思う人は多いわけですね。

農林省でも1年半ですが、持続可能な農業をできなければ長もちすることはできない、持続可能な農業でなければならないということで、より多くの人達が、例えば抗生物質や農薬などを下げることはできないかと考えています。もし、安全だということで承認されていても、ヨーロッパの消費者の要求により、やはりそれを取り入れない、ということを考えている。たとえ安全だといわれても、それを使わない、あるいは使用を下げられないかということを考えるような時代になってきたと思えます。

(寺田) 国内で言いますと、一つのご質問は、直接消費者が何かについて評価をしてくれとすることができるかどうかということだろうと思うのですが、それは、言われたとおり、力がないとかそんなことは別にしまして、消費者がちゃんとしたデータをそろえるというのは中々難しいと思えます。

しかし、本来、私どもが自分達のところで、これは大事だと思うことを評価委員会として、例えば今言ったように、抗生物質に関して委員会の発意で評価をするとかはありえま

す。この件に関しては、幸い評価してほしいということで、抗生物質の耐性に関して評価していますが、そういう要請がなかったときに、こういう大事なことがあるから、消費者が非常にそういうことに関して関心があるから、わたしたちのところで私共の発意で評価をしましょうということはあるのです。

けれども、このような自発的な問題点の発掘、選択をするメカニズムとして、それはいろいろなところのパブリック・ヒヤリングや、私達のところでやっているモニターなど、そういうところで、ひろい上げていきます。また、少しまどろっこしいかも分かりませんが、けれども、こういうことは一体どうなっているのだというようなことを言うてくださるのがありがたいと思うのです。そうしないと、中々消費者団体に何かお金を差し上げて、それで研究をやってデータをそろえて評価を依頼されるというのは、企業とは少し違うところがあり、そこまでは中々難しいと思います。私のところに、こういうことはどうなっているのだと、そういうことを言うていただくのが一番いいのではないかと考えていますが。

(司会) ということですが、伊藤さん。

(Q7) ありがとうございます。それでは、今後とも「これはどうなっているのだ」というように(笑) お問い合わせいたしますが、ぜひお取り上げいただきたいと思います。お願いします。

(寺田) お手柔らかかにお願いします。

(司会) どうもありがとうございました。

続いて、先ほどから手を挙げていただいているこちら、皆様から向かっていちばん左側の男性のお客様。マイクがまいますので、お名前からお願いいたします。

(Q8) \*谷口\*と申します。農林水産政策情報センターで、ステークホルダーの参画などを研究しています。

一つ、先ほどの長官の説明の中で、BSEの、オランダにおいては成功であったと私は受け止めたのですが、隣の英国、そして東隣のドイツでは明らかに失敗であると。そして、省庁が分割されてしまったと。オランダの人は言葉の関係では英語もドイツ語もかなり堪能な人が多くて、情報が入っていると思うのですが、その中でパニックが起こらなかったというように理解したのですけれども、その原因は一体何だろうかということ、オランダが英国やドイツと違う原因は何だったのかを教えてもらいたい。それが1点。

2点め、手短かにいきます。オランダ政府の役割の中には、コミュニケーション専門家というのはかなりいらっやって、そしてその育成システムが取られているかということ。

それから3点めなのですけれども、この三角の印の中にリスクコミュニケーションがあ

りますが、その中で「ストレートフォワード (Straightforward)」という言葉が出ています。これをわざわざ3点の中に、「リライアビリティ (Reliability)」などそういう中でその3点めに入れられた理由というのは、かなり誤解を生む言葉である可能性もあるのです。あるいは日本の役人はいろいろゴタゴタ言うので、それよりもきちっと直裁的に言えと、ストレートフォワードで言えということであるということあると思うのですが、もう少しその入れた背景を教えていただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

(司会) いかがでしょうか。

(デ・レーウ) 「ストレートフォワード」という言葉がこのトライアングルのところにありましたが、リスクアセスメント、リスクコミュニケーション、それからスーパービジョンがありましたけれども、正しい方向に向かっていくと見られなければならない、目に見えるリスク低減がなければならない、顕著なリスク低減がなければならないという意味です。ですから、オランダの社会、一般の消費者、政治家だけではなく消費者も含めて、それから、特に消費者にかかわる部分ですが、目に見える低減をもたらすものでなければならないという意味です。

また、リスクがどのように認知されるか、情報がいろいろ科学ベースで提供されますと、消費者の理解が深まり、そしてこういうステップで改善するのだということが分かりやすくなります。ですから、目に見える形で低減できるというこのステップというのは、私達のトライアングルの中で非常に重要な意味を持っています。

そして、きちんとサイクルを回しながらやっていくプロセスでもあると思います。政策を立案するプロセスもその中にはありますが、またそこでリサーチや、それから取締り、監督の結果などをうまく取り入れていかなければならない、そして、全体で得られた結果というものを目に見える形で出していき、最終的にはそれがリスク低減にいかなければならないという意味合いがあります。トライアングルの中でも特に目を引くポイントではないかと思います。

それからBSEにかかわる部分ですが、何年前か、この問題が始まったときに、幾つか執られた措置に加盟国間で違いがありました。直接的に私達がリスクコミュニケーションを社会全般に対して行ったということ、これが私達の国が先ほど言ったようにうまくいった理由ではないかと思います。特徴だと思います。

それから、文化的なバックグラウンドということもあります。イギリスもオランダもドイツも、隣国ではありますが、文化的な差異というものがある国によって多少あります。BSEのクライシスのときにも、急激に消費が落ちるということにはなかったですし、また、政府に対する信頼は高かった。そして、イギリスや日本のパートナーとなるような機構ですが、BSEが発生をして、そして政府に対する信頼が落ちてしまった。それで食品安全委員会もできたし、イギリスでも新しい機関ができました。でも、オランダではそういう状

態にはなりませんでした。

フベルスさんのほうから、ドイツのことについて説明してもらいましょうか。

(フベルス) リスクコミュニケーションの担当の人がいつも言っているのですが、BSEの時には、私達はとてもうまくいったと思います。消費者に、私達はこれについてはまだ分からないということもはっきり言ったのです。ドイツがどこで間違っただかということですが、私達は自分達の仕事に対しても批判的で、ここは分からないということをはっきり言った。ドイツは非常にはっきりと、BSEのケースはドイツには絶対ないと言ったのですが、実際にBSEが起きた時には、大臣は大変な不信を買ってしまったわけです。ドイツでは全く1件もないのだというようなことを、その前に大々的に宣言をしていたからです。

私達はよりオープンに、分からないことは分からない、そしていろいろな統計的な分析を行い、私達の飼料業界も見ました。そして、起こりうるということを私達は思ったわけです。

そして、前の長官が、毎年毎年大体30ぐらいBSEが発生するのではないかとと思われるということを行いました。その数は少なくなってきましたが、起こりうるということを書いて、30ケースありうると言ったわけですので、今だと20ケースしかないのではないかと、思ったより少なかったなと消費者は言っているわけです。

ですから、あと向こう2年ぐらいこういう状態が続いていくかも分かりませんが、知っていることを言う、それからまた、こういうことについては分からないということを誠実に言うということが、一般の人が政府をどのように見るか、信頼できるかという時のかなめであると思います。

(デ・レーウ) フベルスさんが最後に言ったことですが、科学の観点から非常に重要です。\*スローファッチ\*という人がいて、アメリカのリスクコミュニケーターですが、オランダでもいろいろな話をしてしています。リスクコミュニケーションの基礎というのは、知らないことをどうやって伝えるか、それを正直に、誠実に伝えることが大事であると言っています。オランダでもそのように考えていましたが、アメリカのその人がそういうことをするようにと私達に教えてくれました。

(司会) よろしいでしょうか。

(Q8) ありがとうございます。

(司会) ありがとうございます。

それでは、意見交換のほうも温まってきているなという感じは見えますが、ちょっとお時間のほうが少なくなってまいりました。恐れ入ります、最後のお一人、どなたかご質問

のございますか。

では、そちら中央の男性のかた、マイクがまいりますので、お名前からお願いいたします。

(Q9) 私も後ろのかたと同じで\*イトウ\*といいます。小売業の窓口で食品安全委員会の企画専門委員をやらせていただいています。

たまたま偶然なのですが、2月1日から5日までオランダ・アムステルダムを中心に農産物の生産から小売りの段階まで、それから畜産物の流れ等をいろいろ視察させていただきました機会がありました。

行きと帰りの飛行機の中が十数時間ありますので、いろいろなことを考えながら帰ってきたわけですが、いわゆるEU諸国といいますか、そういったドイツ、フランス、イギリスというイメージが強い中で、オランダがなぜこういう形でこういう問題に極めて強いリーダーシップが取れるのかということもいろいろ考えてきました。

欧州経済共同体だった時代から、1991年にオランダのマーストリヒトで、いわゆる欧州連合の条約ができ上がり、そういった背景を知った時点で、いろいろなところでオランダという国が欧州全体の調整役をやっているのかなという認識を非常に強くしました。

そういった中で、オランダで見てきた仕組みが日本にどのように取り入れられるのかなというようなことを考えてきたわけですが、そういった意味では、今日この場での質問にはちょっとそぐわないかもしれませんが、いわゆるボーダーレスになった各国の経済、政治、それから物の流れ、それからちょうどイギリスを日本に例えれば、日本、朝鮮半島、中国大陸、インドシナ半島というようにとらえれば、ちょうどそういった部分で同じような、それは非常に夢のような話ですが、食品についての共同体をそれぞれ分業する中で、いろいろ生きる、あるいは生き残る道が模索できるのではないかなというようなことを考えてきました。

いろいろな部分で、地政学的なことも含めて、オランダの長官に、これはあくまでも私の個人的な意見で、幻想かもしれませんが、そういった可能性についてどのようにお考えになるか、ちょっとご意見をお聞かせいただければ大変ありがたいということで、大変遅くなって最後の質問で申し訳ないのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

(デ・レーウ) おわびがありますが、今最後のところの質問というのは、私自身がこの地域の専門家ではありませんからよく分からないのです。ですから、そういうことが可能かどうか、私は答えられません。

しかし、このようなコンタクトが太平洋地域の国々、この地域の人達とできれば、それは有意義なことになるでしょう。そして、よりよい強いポジションを出せるということで、それもいいことになると思います。

ただ、オランダの場合には、私どもの日本の東京の大使館にもいろいろ代表者が来てい

ますが、また我々VWAとしましても、いつでもこうしたことで何かご連絡・問い合わせがあれば歓迎しますし、オランダの私どものところへ訪れていただいても結構ですし、コンタクトを歓迎いたします。日本の食品安全委員会の関係者の方々とのコンタクトも私どもは進めていますので。

それから第1点について、ヨーロッパでそのように、よく分からないのですが、オランダはカルバン主義的な国という言い方すらされていますが、最善を尽くして一生懸命やっています。我々はちゃんとした仕事をしているのだと思いますが、我々がどういう役割を特にEUの中で果たしているか、ちょっと説明をしてみたいと思います。それをさらに進めているのですが、こうしたコンテキストで、様々な国々の間で、日本やオランダでもまたいろいろコンタクトできるかと思います。

(フベルス) もう一言付言します。今、デ・レーウ長官が言ったのですが、私どもは政治状況をアジアで分析する立場にはありませんし、この地域の専門家ではないので答えられません。

しかし、スーパーを見ますと、それぞれ組織がありますね。ユーレップギャップという組織があります。これも国際的なスタンダードでやっています。アメリカのスーパーマーケットもこれに参加しています。アメリカ側からも参加しています。ですから、スーパーマーケット・チェーンなどで協力を緊密にやりたいということであれば、このようなユーレップギャップのシステムに参加することもできると思います。

(司会) ということですが、お二人目の\*イトウ\*さん、よろしいでしょうか。

(Q9) ありがとうございます。

(司会) どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして会場との意見交換は終了とさせていただきます。大変熱心な議論を展開していただきましたパネリストの皆様、どうぞもう一度大きな拍手をお送りください。どうもありがとうございました(拍手)

それでは、食品安全委員会の小泉委員より、皆様に閉会のごあいさつを申し上げます。

(7) 閉会挨拶

小泉 直子(食品安全委員会委員)

(小泉) 本日は、皆様お忙しい中、こんなに大勢お集まりいただきましてありがとうございます。オランダから、遠い遠路から基調講演をしてくださりましたヨハン・デ・レーウ氏、それからパネリストとして参加くださいましたフベルス氏、それからフードチェー

ンについてお話しくださいましたルル・ボル氏、本当にありがとうございました。

私がこの講演の中でお聞きしまして一つ思いましたことは、いろいろと我が国とオランダとの違いはありますが、一つ大きな違いは、オランダは非常に、オランダの政府あるいはこの庁に対して信頼度が高いと。私どもの行政は0.4%というアンケート調査結果にありまして、非常に信頼度が落ちていますが、こういったリスクコミュニケーションの中で、ぜひとも深めていって、よりよい安全行政をやっていきたいと思っています。

BSE問題でオランダが問題にならなかった一つの理由として、知識のいかたは不安を持ったというお話がありました。そうすると、では逆に日本人は全部知識があるのかという、少しひねくれた考え方がありますが、私は中途半端に知識があるというのが、もう一つではないかと。やはり知識というのは、科学的に物事を評価する戦術だと思うのです。

ですから、ぜひともこれからはこのリスクコミュニケーションの中で、皆さんとともに、この科学的評価を一緒に考えていくようにしていきたいと思っています。今までは縦割り行政で、日本も厚生労働省、農林水産省、ばらばらでした。今日もアドバイザーとして来ていただいていますように、食品安全委員会とこの3省庁と一緒にになってリスクコミュニケーションを発展させていきたいと思っています。

オランダでも、今非常に感銘したのは、一つストレートフォワードというものが、我が国にはないところがあるのではないかと思います。そういったステップを持って提言していくということを大事にしながら、今後とも厚生労働省、農林水産省とともに、リスクコミュニケーションを発展させていきたいと思っていますので、今後ともよろしくご協力・ご支援をお願い申し上げます。どうもありがとうございました（拍手）

閉会

（司会） ありがとうございました。

それでは、これもちまして、食のリスクコミュニケーション意見交換会を終了とさせていただきます。皆様、進行にもご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。